



家電リサイクル法に基づく リサイクルの実施状況等について

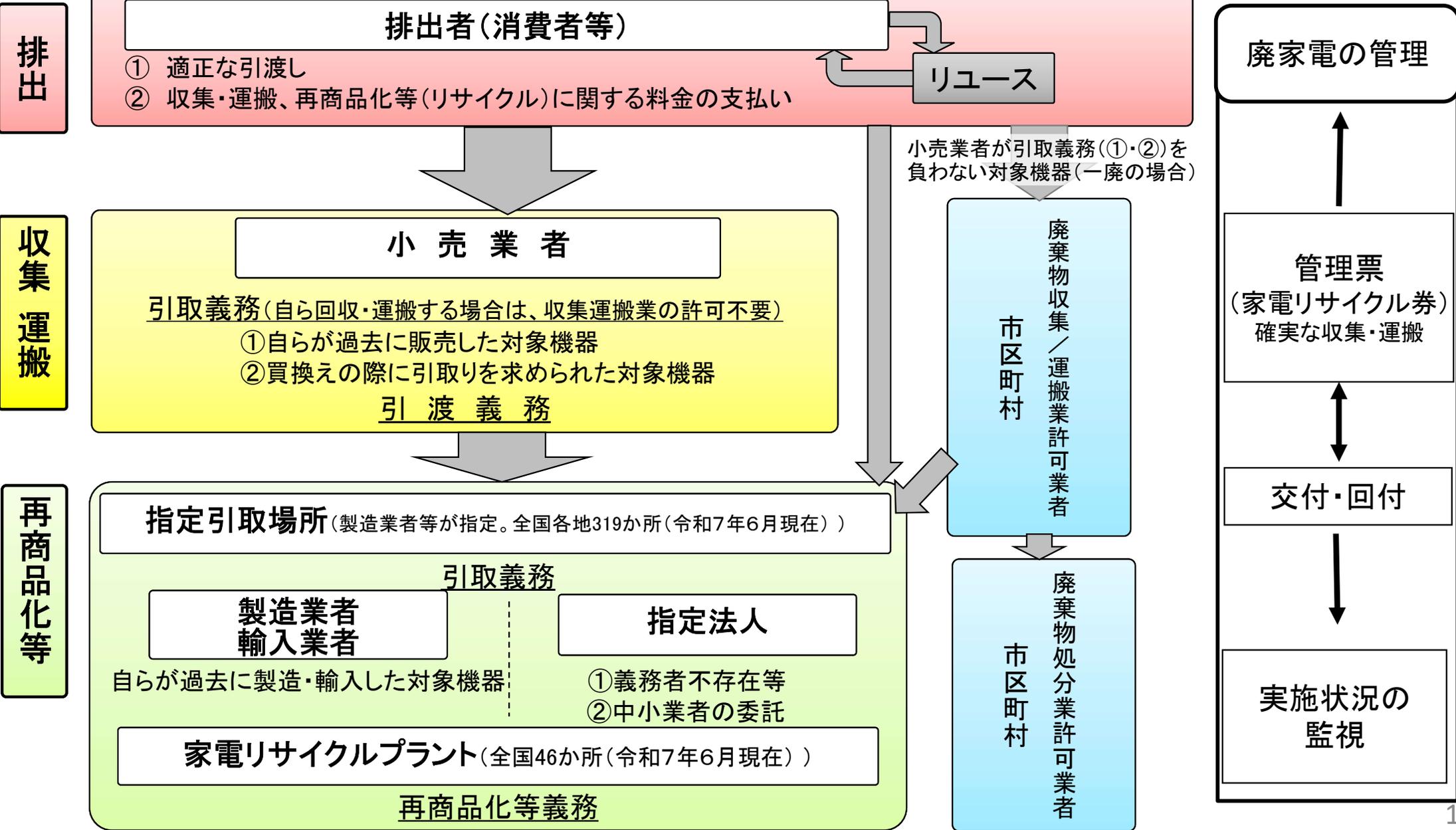
令和 8 年 2 月 13 日

環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 資源循環制度推進室
経済産業省 イノベーション・環境局 GXグループ 資源循環経済課

家電リサイクル法【特定家庭用機器再商品化法】のポイント

廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする(経済産業省・環境省の共管法)。

エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶式・有機EL式・プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機が対象品目。



家電リサイクル法の歩み

平成13年4月	家電リサイクル法本格施行
平成16年4月	対象品目に電気冷凍庫を追加
平成18年6月	産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合において1度目の評価・検討の議論を開始
平成20年2月	「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」の取りまとめ
平成21年4月	対象品目に液晶式・プラズマ式テレビ、衣類乾燥機を追加 法定の再商品化基準の見直し
平成25年5月	産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合において2度目の評価・検討の議論を開始
平成26年10月	「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」の取りまとめ
平成27年3月	回収率目標の設定
平成27年4月	法定の再商品化基準の見直し
平成28年3月	回収率目標達成アクションプランの策定
令和3年4月	産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合において3度目の評価・検討の議論を開始
令和4年6月	「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」の取りまとめ
令和6年4月	対象品目に有機EL式テレビを追加
令和6年6月	基本方針改正により回収率目標を再設定

特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)施行令の一部を改正する政令の概要(令和6年4月)

- 産構審・中環審合同会合でとりまとめられた報告書において、**有機EL式テレビ**は一部で排出が始まっており国は家電リサイクル法の対象品目とするよう検討すべき旨が示された。
- これを受け、**同法施行令を改正し、家電リサイクル法の対象となる特定家庭用機器に有機ELテレビを追加。**
- ⇒**有機ELテレビを家電リサイクル法のルートで処分できるようになり、資源の有効利用が一層推進される。**

本改正の概要と効果

- 今回、有機ELテレビを対象品目に追加することにより、消費者が排出した有機ELテレビを店舗が引き取って、家電メーカー等に引渡し、**メーカー等により、リサイクルされる。**
- 本改正により、出荷台数が増加している有機ELテレビのリサイクルルートが確立し、資源循環が促進される。

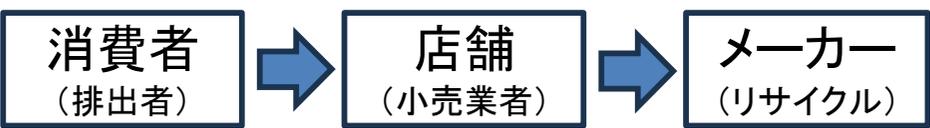


図) 家電リサイクル法の家電の流れ

○家電リサイクル法の対象品目

- ① エアコン
- ② テレビ(ブラウン管式、液晶式・プラズマ式、有機EL式)
- ③ 冷蔵庫・冷凍庫
- ④ 洗濯機・衣類乾燥機

スケジュール

○令和5年12月22日:閣議決定・公布 ○令和6年4月1日:施行

有機EL式テレビとは

- 有機物は電圧がかかることで発光し、その現象を「有機エレクトロルミネセンス」というため、有機EL式テレビと呼ばれる。
- 有機EL式テレビは、液晶テレビに必要なバックライトが不要なため、非常に薄く、軽い。(液晶テレビの薄さ:約5~7cm、有機EL式テレビの薄さ:5mm)。
- 2017年以降、本格的に製品として供給され始めた。
- 薄型テレビ全体に占める出荷の割合が年々増加しており(2022年度時点で13%まで上昇)、将来的な排出台数が一定の規模になることが予想される。

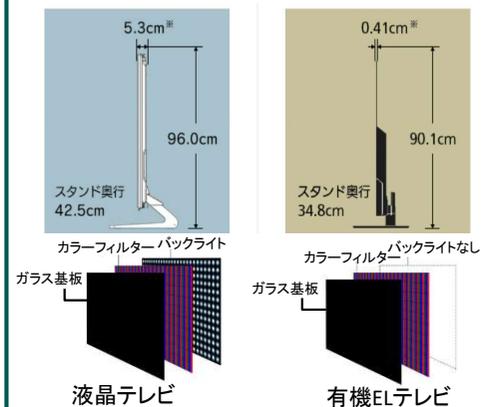


図) 有機ELテレビと液晶テレビの違い

参考: パナソニックHP
https://panasonic.jp/viera/digital_fun/oled_4k.html,
 2023年11月27日時点

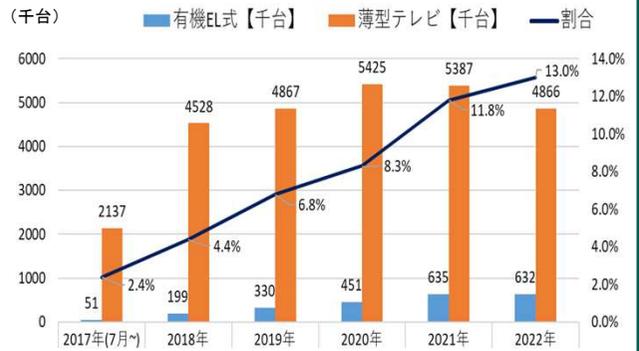


図) 有機EL式及び薄型テレビ(液晶テレビ+有機EL式テレビ)の出荷台数、有機EL式の出荷割合
 プラズマテレビは2014年に生産終了されており、この統計では薄型テレビに含まれない。
 (一般社団法人電子情報技術産業協会「民生用電子機器国内出荷統計」を基に作成)

主な関係告示改正の概要

特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法の一部を改正する告示(令和6年4月改正)

○改正内容

有機ELテレビが廃棄物になったものに係る再生又は処分の方法を告示に追加。

具体的には、ガラス基板に砒素又はその化合物を含む有機ELテレビを再生又は処分する方法として、当該砒素及びその化合物が周辺環境に拡散しないよう、当該砒素及びその化合物を回収し、又は化学的に安定した状態にする方法を追加。

特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する基本方針(令和6年6月改正)

○改正内容

(1)エアコン回収率向上に向けた取組みについて

- ・エアコンの回収の取組の推進に重点的に取り組むべきことを基本方針に位置付け
- ・2030年度までに廃家電4品目合計の回収率を70.9%以上(エアコンの回収率を53.9%以上)という目標を位置付け
- ・エアコンの回収率向上に向けては、違法回収業者やヤード業者等の実態把握及びそれを踏まえた効果的な対策を実施する必要性が指摘されているため、その旨を基本方針に位置付け

(2)特定家庭用機器に有機ELテレビが追加されることに伴う記載事項の追加について

テレビに含まれるガラスの再商品化の技術開発等を進める必要があると定めているところ、有機ELテレビについても、他の区分のテレビと同様に、それに含まれるガラスの再商品化の技術開発等を進める旨を基本方針に位置付け

(参考)回収率目標達成アクションプランに基づく取組

○ 平成26年報告書において回収率目標を設定したことを踏まえ、各主体の取組目標とその評価・点検方法をまとめ、平成28年3月に策定した。

取組の類型	取組項目	実施した取組の例(実施主体)
I 排出者による適正排出の促進	1)適正排出に係る排出者の理解促進・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスターやリーフレットの作成、配布、掲示(国、製造業者等、小売業者、消費者団体) ・各地域の商業組合との意見交換等(国、小売業者) ・リサイクルプラント見学会(国) ・環境に係るイベントへの出展(国) ・マスメディアを通じた周知、小学校等での周知活動(製造業者等) ・対応マニュアルの作成や従業員への教育(小売業者) ・ウェブサイトや広報誌、ごみカレンダー等による周知(自治体) 等
	2)排出者の経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル費用の実績・内訳に関する報告徴収・合同会合への報告(国・製造業者等) ・リサイクル料金の値下げ(H27、H28、H29)(製造業者等) 等
	3)排出ルート・回収体制等の整備・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・小売業者の引取義務の対象とならない廃家電の回収体制の構築(国、市町村、小売業者、指定法人) ・郵便局券の利便性向上(家電製品協会) ・適正なリユースを推進するため、仕分け基準の作成ガイドラインの作成、周知(国、小売業者) ・3R出前講座、エシカルライフ・資源有効利用に関する講演等(消費者団体) 等
II 違法業者・違法行為の対策・指導等	1)違法な業者・行為(廃棄物回収業者、スクラップ・ヤード業者等)の指導の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・違法な廃棄物回収業者対策の周知や指導の状況の把握(国、自治体) ・引取・引渡違反を起こさないシステムの構築、自治体による指導等の強化への協力(小売業者) ・立入検査の継続的实施や行政指導、インターネット販売事業者への周知(国) 等
	2)水際対策	<ul style="list-style-type: none"> ・バーゼル法の改正・施行、雑品スクラップの不適正輸出に関する規制対象物の明確化(国) 等
	3)不法投棄対策	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発やパトロールによる不法投棄対策、不法投棄台数の把握(市町村) ・不法投棄未然防止事業協力の実施(家電製品協会) ・不法投棄の状況の把握や不法投棄対策等の優良事例の周知(国) 等
III 流通フローの把握精度の向上・その他		<ul style="list-style-type: none"> ・使用済家電の流通フローの精緻化と排出台数の推計(国、関係者) 等

(参考)回収率目標達成アクションプランに基づく取組以外の取組

○ 平成26年報告書において回収率目標達成アクションプランに定めた取組以外の取組としては、不法投棄対策、廃棄物処分許可業者による処理状況等の透明性向上、リサイクルの質の向上、諸外国の事例の情報収集等がある。

● 不法投棄対策

- 不法投棄された廃家電の処理に係る市町村の負担軽減のため、市町村が回収した不法投棄家電を直接近隣のリサイクルプラントに搬入して処理するための連絡体制を構築・周知(経済産業省、環境省)

● 廃棄物処分許可業者による処理状況の透明性向上

- 特定家庭用機器廃棄物を処分している産業廃棄物許可業者・一般廃棄物処理許可業者の適正処理状況を調査(フロン類の回収状況等を含む)(環境省)

● 再商品化率の向上と質の高いリサイクルの推進

- 製造業者等が参照する「再商品化等ガイドライン」を策定し、ガイドラインに沿った再商品化等業務を実施(経済産業省、環境省、製造業者等)
- 再商品化率実績、再資源化率の把握、資源の譲渡先に係るトレーサビリティの検討(経済産業省、環境省)

● 有害物質管理の取組

- 特定家庭用機器廃棄物から回収された有害物質量を把握し、適正管理(経済産業省、環境省、製造業者等)
- 製品設計の段階において、有害物質の使用量低減に取組み(製造業者等)

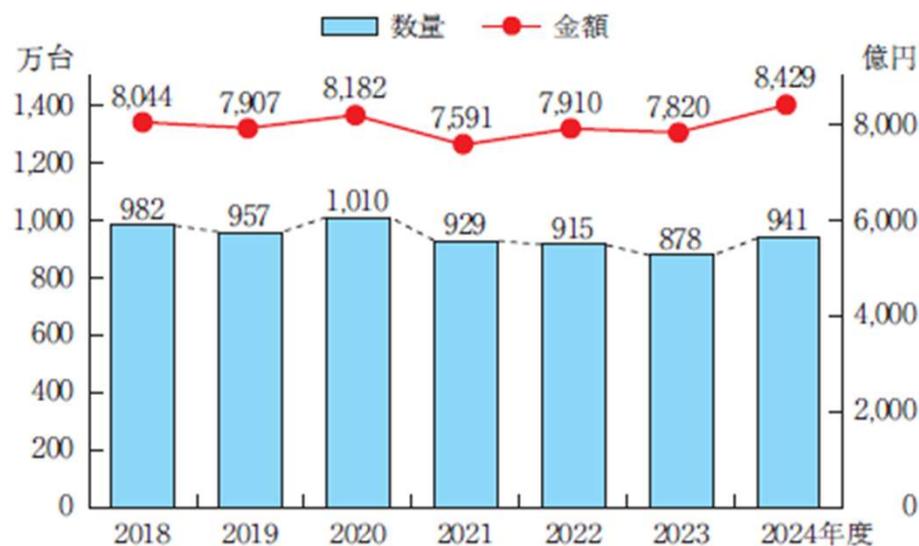
● 諸外国の事例の情報収集(購入時負担方式の検討)

- 欧州地域等の諸外国の制度について既存の調査研究やウェブサイト等を通じた情報収集を実施し、回収対象の電子機器の回収率等を調査

(参考)家電4品目の国内出荷動向

ルームエアコンの国内出荷推移

(数量・金額)



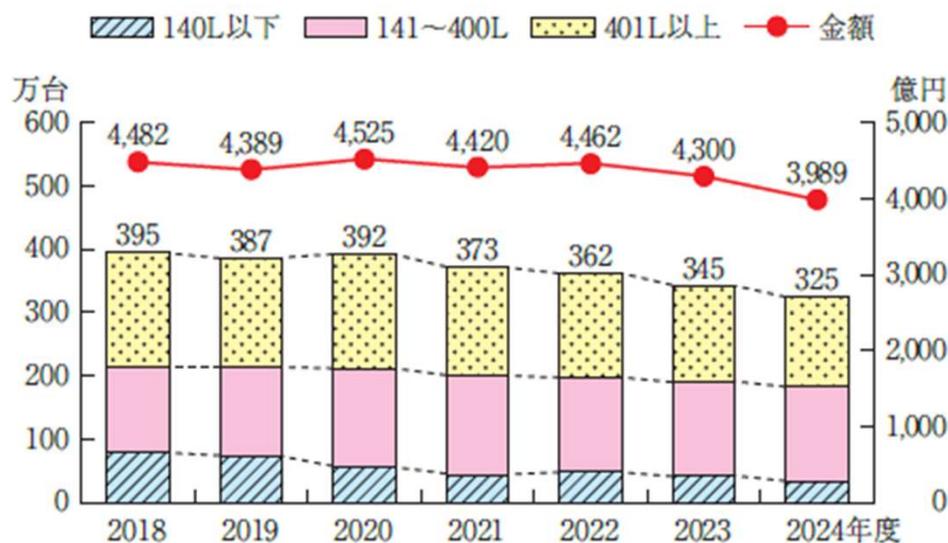
薄型テレビの国内出荷数量推移

■ 数量 ■ 前年度比



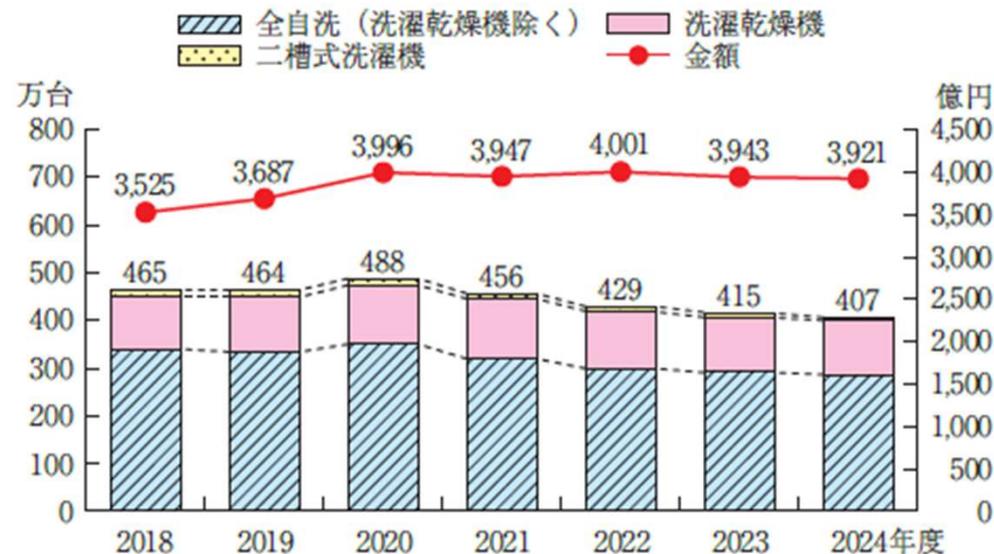
電気冷蔵庫の国内出荷推移

(数量・金額)



電気洗濯機の国内出荷推移

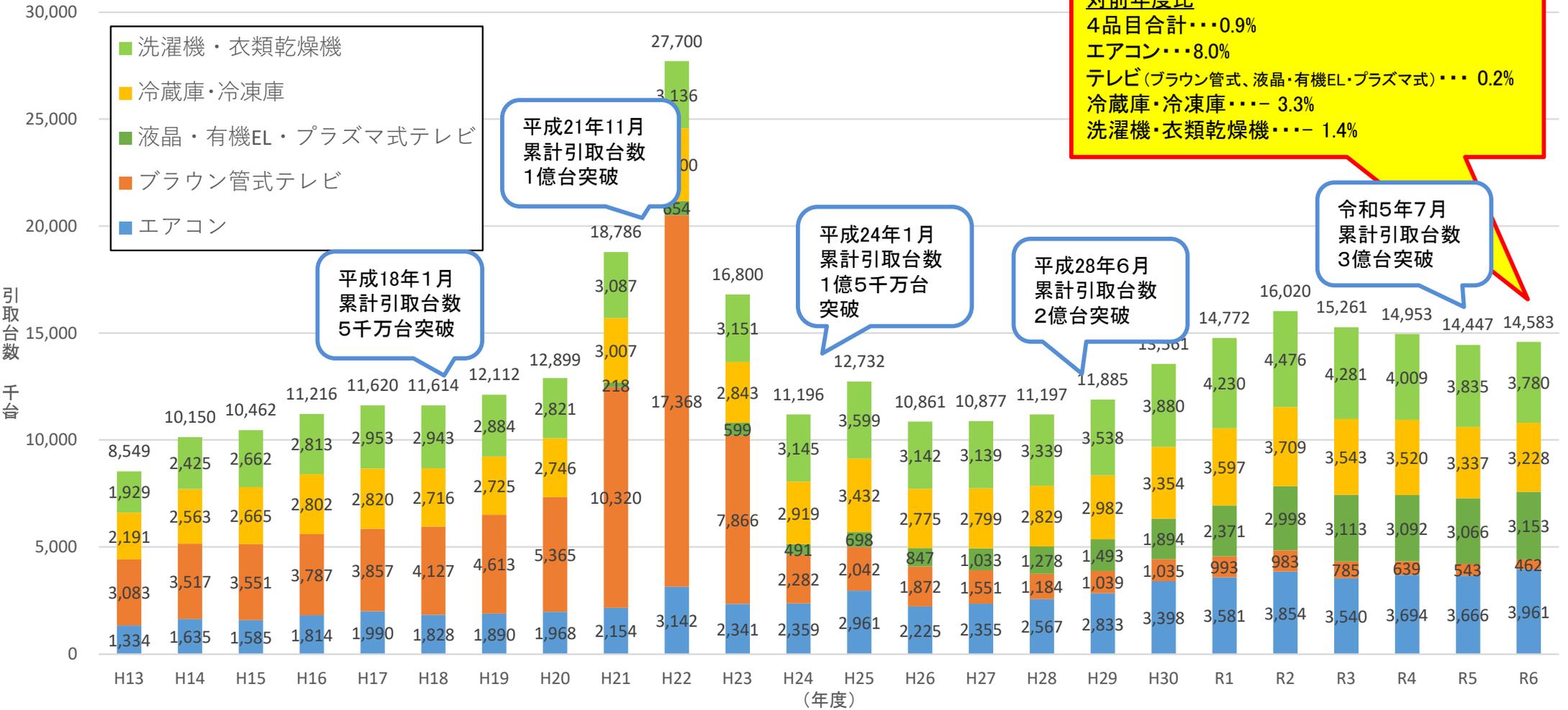
(数量・金額)



1. 家電リサイクル制度の実績

製造業者等による引取台数の推移

令和6年度、製造業者等が指定引取場所で引き取った台数は、約1,458.3万台（令和5年度に比べ0.9%増）。前年度の1,444.7万台を上回り、引き続き高い水準を維持している。

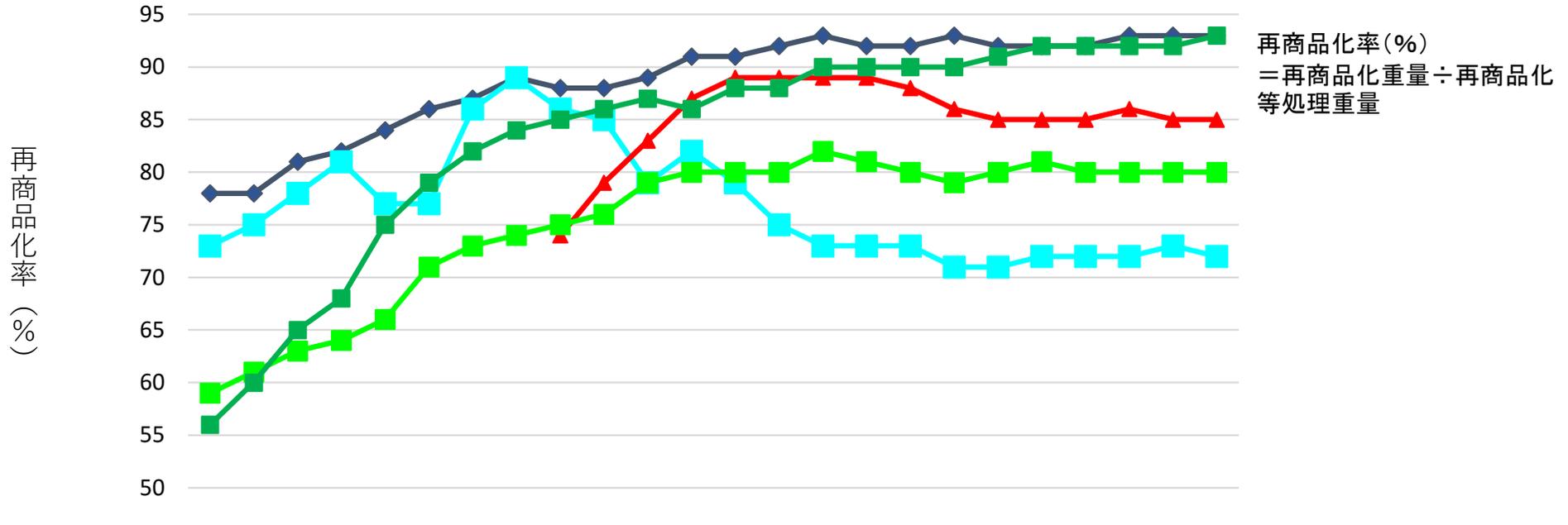


対前年度比
 4品目合計・・・0.9%
 エアコン・・・8.0%
 テレビ(ブラウン管式、液晶・有機EL・プラズマ式)・・・0.2%
 冷蔵庫・冷凍庫・・・3.3%
 洗濯機・衣類乾燥機・・・1.4%

出典：2024年度版 家電リサイクル年次報告書（一般財団法人家電製品協会）

製造業者等における再商品化率の推移

- ◆ 製造業者等には、品目別に定められた再商品化基準の達成が義務付けられている。
- ◆ 令和6年度、品目別の再商品化率は、エアコンで93%、ブラウン管式テレビで72%、液晶・有機EL・プラズマ式テレビで85%、冷蔵庫・冷凍庫で80%、洗濯機・衣類乾燥機で93%となっており、いずれも、継続的に法定の再商品化基準を上回る実績を挙げている。



(年度)	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	(再商品化基準)
◆ エアコン	78	78	81	82	84	86	87	89	88	88	89	91	91	92	93	92	92	93	92	92	92	93	93	93	60%(~H20),70%(H21~),80%(H27~)
■ ブラウン管式テレビ	73	75	78	81	77	77	86	89	86	85	79	82	79	75	73	73	73	71	71	72	72	72	73	72	55%
▲ 液晶・有機EL・プラズマ式テレビ									74	79	83	87	89	89	89	89	88	86	85	85	85	86	85	85	50%(H21~),74%(H27~)
■ 冷蔵庫・冷凍庫	59	61	63	64	66	71	73	74	75	76	79	80	80	80	82	81	80	79	80	81	80	80	80	80	50%(~H20),60%(H21~),70%(H27~)
■ 洗濯機・衣類乾燥機	56	60	65	68	75	79	82	84	85	86	87	86	88	88	90	90	90	90	91	92	92	92	92	93	50%(~H20),65%(H21~),82%(H27~)

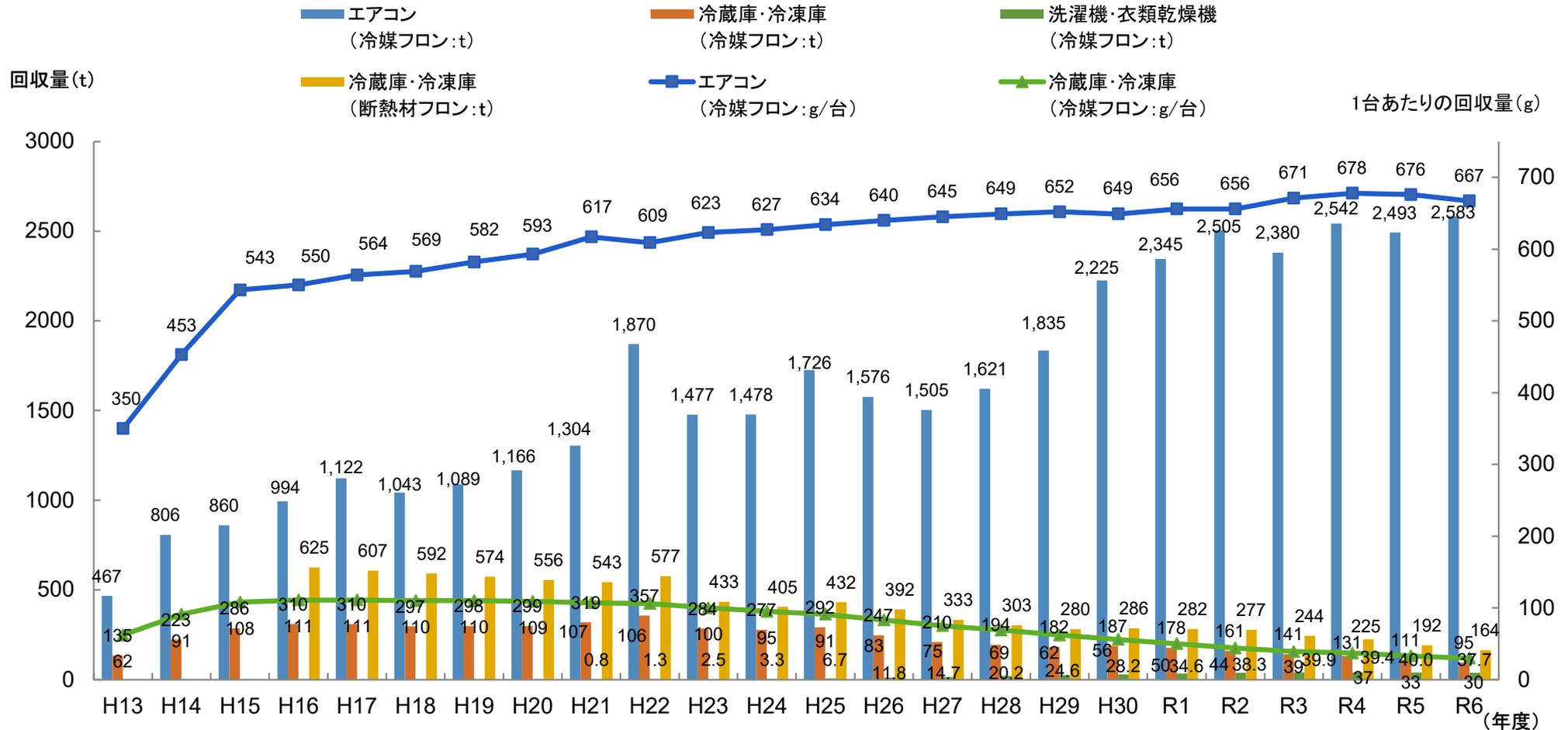
出典：2024年度版 家電リサイクル年次報告書（一般財団法人家電製品協会）

（注1）液晶・プラズマ式テレビ及び衣類乾燥機を平成21年に対象機器に追加。

（注2）平成21年度～23年度にブラウン管式テレビの再商品化率が減少したのは、一部のブラウン管ガラスが逆有償となったことによる。

製造業者等におけるフロン回収量の推移

- ◆ 製造業者等には、フロンの回収・処理が義務付けられている。
- ◆ 令和6年度の回収重量は、エアコンの冷媒フロンが約2,583トン、冷蔵庫・冷凍庫の冷媒フロンが約95トン、洗濯機・衣類乾燥機の冷媒フロンが約37.7トン、冷蔵庫・冷凍庫の断熱材フロンが約164トンとなっている。



出典：2024年度版 家電リサイクル年次報告書（一般財団法人家電製品協会）
 (注1) 冷蔵庫・冷凍庫の断熱材フロンの回収は平成16年度から、洗濯機・衣類乾燥機の冷媒フロン回収は平成21年度から、それぞれ義務付けられている。
 (注2) 洗濯機・衣類乾燥機の冷媒フロンの回収量はグラフ中グレーの棒グラフで示されているが、過小であるためほぼ不可視である。
 (注3) 回収量 (t) について、小数点以下は切り捨て。

2. 製造業者等による再商品化等費用の実績とその内訳に関する報告等の結果

- 対象者 全製造業者等
- 報告等内容
 - ・ 令和6年度の再商品化等費用の実績とその内訳
 - ・ 製造業者等の再商品化等費用の内訳
 - ・ 製造業者等の再商品化等費用の品目別収支

製造業者等の再商品化等費用の内訳(令和6年度実績)

◆ 平成26年度報告書には「リサイクル料金については、それを負担している消費者の理解をより一層促進するため、国は、品目ごとの費用や人件費、設備費等といった費目など、リサイクル費用を細分化して製造業者等から報告させるとともに、製造業者等の協力のもと、委託先でのリサイクルプラントがリサイクルを実施した後の資源の売却益も含めた形で可能な限り明らかにすべきである。(中略)細分化されたリサイクル費用の内訳については、製造業者等や委託先のリサイクルプラントにおける公正な競争や交渉を阻害しない範囲で、本合同会合において可能な限り公表し、リサイクル費用をより一層透明化すべきである」と記載された。

◆ これを踏まえ、製造業者等による再商品化等費用の実績とその内訳について報告徴収等を実施している。令和6年度の結果は以下のとおり。

【料金収入上位7社の製造業者等の再商品化等費用の内訳について(令和6年度実績、全品目合計値)】

(単位:百万円、1台あたりは円単位)

製造業者等名※1	①再商品化等料金収入	②再商品化等費用																			収支	③取引台数(千台)	
		委託費等							製造業者等運営費														
		リサイクルプラント		指定引取場所・二次物流	管理会社運営	家電リサイクル券センター	リサイクルシステム企画・運営※2			リサイクル処理技術開発※3				その他※4									
		フロン回収	人件費				光熱費	その他	人件費	設備・材料費	光熱費	その他											
XA1	6,554	6,740	6,065	2,517	562	2,704	844	386	289	98	83	0.07	15	158	25	1	0.02	131	34	2,815	6,740	▲186	2,815
1台当たり	(2,328)	(2,394)	(2,155)	(894)	(200)	(961)	(300)	(137)	(103)	(35)	(29)	(0)	(5)	(56)	(9)	(0)	(0)	(47)	(12)	1,000	(2,394)	(▲66)	
XA2	5,968	6,021	5,221	3,411	213	1,695	115	315	485	198	184	2.58	11	287	230	40	3.23	14	0	2,298	6,021	▲153	2,298
1台当たり	(2,554)	(2,620)	(2,272)	(1,484)	(93)	(738)	(50)	(137)	(211)	(86)	(80)	(1)	(5)	(125)	(100)	(17)	(1)	(6)	(0)	1,000	(2,620)	(▲66)	
XA3	3,721	0	3,489	1,494	290	1,477	518	212	117	55	4	0.11	51	51	48	2	0.10	0	12	1,543	3,818	▲98	1,543
1台当たり	(2,411)	(0)	(2,261)	(968)	(188)	(957)	(336)	(137)	(76)	(35)	(2)	(0)	(33)	(33)	(31)	(2)	(0)	(0)	(8)	1,000	(2,474)	(▲63)	
XA4	2,598	2,733	2,328	1,237	227	1,034	56	152	253	89	77	0.00	12	164	31	0	0.00	133	0	1,110	2,733	▲135	1,110
1台当たり	(2,340)	(2,462)	(2,097)	(1,114)	(205)	(931)	(51)	(137)	(228)	(80)	(69)	(0)	(11)	(148)	(28)	(0)	(0)	(120)	(0)	1,000	(2,462)	(▲121)	
XA5	1,910	1,941	1,785	1,219	0	343	223	103	54	14	7	0.01	7	33	10	0	0.01	23	6	751	1,941	▲32	751
1台当たり	(2,541)	(2,584)	(2,375)	(1,622)	(0)	(457)	(297)	(137)	(71)	(19)	(9)	(0)	(9)	(44)	(13)	(0)	(0)	(31)	(8)	1,000	(2,584)	(▲42)	
XA6	1,530	1,557	1,442	986	0	266	190	80	35	18	1	0.04	17	13	12	1	0.03	0	4	582	1,557	▲28	582
1台当たり	(2,628)	(2,676)	(2,478)	(1,694)	(0)	(457)	(327)	(137)	(61)	(31)	(2)	(0)	(29)	(23)	(21)	(2)	(0)	(0)	(7)	1,000	(2,676)	(▲48)	
XA7	1,234	1,298	1,091	846	0	222	23	64	143	52	51	0.00	2	90	89	0	0.00	2	0	469	1,298	▲64	469
1台当たり	(2,630)	(2,767)	(2,326)	(1,803)	(0)	(472)	(50)	(137)	(304)	(111)	(108)	(0)	(3)	(193)	(189)	(0)	(0)	(4)	(0)	1,000	(2,767)	(▲136)	
その他計	10,415	14,698	9,828	2,690	343	2,190	127	638	601	330	300	1.40	28	257	214	31	0.41	12	14	4,647	11,067	▲652	4,647
1台当たり	(2,241)	(3,163)	(2,115)	(579)	(74)	(471)	(27)	(137)	(129)	(71)	(65)	(0)	(6)	(55)	(46)	(7)	(0)	(2)	(3)	1,000	(2,381)	(▲140)	

(備考)※1 製造業者等については、リサイクル料金収入の上位7社(企業グループ単位で回答されたものを含む)を記載

※2~4 上記「製造業者等運営費」の内訳(※2~※4)については、下記のような業務内容の主要事例を参考として、計上している。

※2 国・地方自治体・小売業者との連携及び情報交換、業界活動展開、リサイクルプラント・指定引取場所への監査・指導、コンプライアンス啓発の実施

※3 リサイクル処理に関する設備開発・実証実験(フロン回収向上技術開発、プラスチック回収・高品位化等)、新規商品(ドラム式洗濯機、シクロペンタン冷蔵庫等)のリサイクル処理技術開発

※4 使用済み家電回収促進、適正処理啓発活動の展開

※5 1台あたりのフロン回収にかかる費用については、4品目を合計した台数から求めているため、実際の費用より低い値となっている。

※6 「委託費等」及び「製造業者等運営費」の内訳は、報告があったもののみ計上しているため、合計値が一致しない場合がある。

製造業者等(再商品化等料金収入上位7社)の再商品化等費用の品目別収支 (令和6年度実績)

(単位:百万円、1台あたりは円単位)

品目	製造業者等	①再商品化等料金収入	②再商品化等費用																	収支		
			委託費等※					製造業者等運営費														
			リサイクルプラント	指定引取場所・二次物流	管理会社運営	家電リサイクル券センター	リサイクルシステム企画・運営				リサイクル処理技術開発				その他							
フロン回収				人件費	光熱費	その他	人件費	設備・材料費	光熱費	その他												
エアコン	XA1	822	887	665	—	—	—	—	125	97	33	28	0.02	5	53	11	1	0.01	41	11	▲ 65	
	1台当たり	(900)	(971)	(728)					(137)	(106)	(36)	(30)	(0)	(6)	(58)	(12)	(1)	(0)	(45)	(12)	(▲ 71)	
	XA2	511	549	426	—	—	—	—	78	45	24	23	0.00	2	21	9	12	0.00	0	0	▲ 38	
	1台当たり	(900)	(966)	(750)					(137)	(79)	(43)	(40)	(0)	(3)	(36)	(16)	(20)	(0)	(0)	(0)	(0)	(▲ 66)
	XA3	449	521	342	—	—	—	—	68	110	40	35	0.00	5	70	14	0	0.00	56	0	▲ 72	
	1台当たり	(900)	(1,044)	(686)					(137)	(221)	(80)	(69)	(0)	(11)	(141)	(28)	(0)	(0)	(113)	(0)	(0)	(▲ 144)
	XA4	419	434	322	—	—	—	—	64	48	14	14	0.00	0	34	32	2	0.00	0	0	▲ 15	
	1台当たり	(900)	(932)	(691)					(137)	(103)	(30)	(30)	(0)	(0)	(74)	(69)	(5)	(0)	(0)	(0)	(0)	(▲ 32)
XA5	396	425	330	—	—	—	—	60	35	18	1	0.04	17	13	12	1	0.03	0	4	▲ 29		
1台当たり	(900)	(967)	(750)					(137)	(80)	(41)	(3)	(0)	(39)	(29)	(27)	(1)	(0)	(0)	(0)	(9)	(▲ 67)	
XA6	374	460	280	—	—	—	—	57	123	77	58	0.00	19	45	33	0	0.00	11	1	▲ 86		
1台当たり	(900)	(1,107)	(675)					(136)	(236)	(186)	(139)	(0)	(46)	(107)	(80)	(0)	(0)	(27)	(3)	(0)	(▲ 207)	
XA7	325	355	237	—	—	—	—	49	69	28	26	0.37	2	41	33	6	0.46	2	0	▲ 30		
1台当たり	(900)	(983)	(656)					(137)	(190)	(77)	(72)	(1)	(4)	(113)	(90)	(16)	(1)	(5)	(0)	(0)	(▲ 83)	
テレビ	XA1	2,785	2,822	2,431	—	—	—	—	144	247	101	94	1.32	6	146	117	20	1.65	7	0	▲ 37	
	1台当たり	(2,657)	(2,692)	(2,319)					(137)	(236)	(96)	(90)	(1)	(5)	(139)	(112)	(19)	(2)	(7)	(0)	(0)	(▲ 36)
	XA2	1,910	1,941	1,785	—	—	—	—	103	54	14	7	0.01	7	33	10	0	0.01	23	6	▲ 32	
	1台当たり	(2,541)	(2,584)	(2,375)					(137)	(71)	(19)	(9)	(0)	(9)	(44)	(13)	(0)	(0)	(31)	(8)	(0)	(▲ 42)
	XA3	1,530	1,557	1,442	—	—	—	—	80	35	18	1	0.04	17	13	12	1	0.03	0	4	▲ 28	
	1台当たり	(2,628)	(2,676)	(2,478)					(137)	(61)	(31)	(2)	(0)	(29)	(23)	(21)	(2)	(0)	(0)	(7)	(0)	(▲ 48)
	XA4	1,234	1,298	1,091	—	—	—	—	64	143	52	51	0.00	2	90	89	0	0.00	2	0	▲ 64	
	1台当たり	(2,630)	(2,767)	(2,326)					(137)	(304)	(111)	(108)	(0)	(3)	(193)	(189)	(0)	(0)	(4)	(0)	(0)	(▲ 136)
XA5	494	514	437	—	—	—	—	26	51	50	49	0.18	0	0	0	0	0.00	0	2	▲ 20		
1台当たり	(2,635)	(2,742)	(2,332)					(137)	(273)	(264)	(263)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(9)	(▲ 107)	
XA6	377	387	335	—	—	—	—	19	32	11	10	0.00	2	21	4	0	0.00	17	0	▲ 9		
1台当たり	(2,656)	(2,721)	(2,356)					(137)	(228)	(80)	(69)	(0)	(11)	(148)	(28)	(0)	(0)	(120)	(0)	(0)	(▲ 65)	
XA7	118	128	122	—	—	—	—	6	0	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	0	0	▲ 10		
1台当たり	(2,699)	(2,937)	(2,799)					(137)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(▲ 237)

※ 各社の再商品化等費用のうち、リサイクルプラント費用や指定引取場所・二次物流費用の1台あたりの費用については、各製造業者等の単価が公表されることで、公正な価格交渉を阻害するおそれがあることから公表しない。

製造業者等(再商品化等料金収入上位7社)の再商品化等費用の品目別収支 (令和6年度実績)

(単位:百万円、1台あたりは円単位)

品目	製造業者等	①再商品化等料金収入	②再商品化等費用																	収支	
			委託費等※							製造業者等運営費											
			リサイクルプラント		指定引取場所・二次物流	管理会社運営	家電リサイクル券センター	リサイクルシステム企画・運営				リサイクル処理技術開発				その他					
			フロン回収	人件費				光熱費	その他	人件費	設備・材料費	光熱費	その他								
冷蔵庫・冷凍庫	XA1	3,236	3,298	3,086	—	—	—	—	112	100	33	28	0.02	5	56	7	0	0.01	49	11	▲63
	1台あたり	(3,362)	(4,039)	(3,779)					(137)	(122)	(40)	(34)	(0)	(6)	(68)	(9)	(0)	(0)	(60)	(14)	(▲77)
	XA2	1,912	1,934	1,754	—	—	—	—	62	118	44	44	0.18	0	72	68	5	0.00	0	2	▲22
	1台あたり	(4,213)	(4,261)	(3,865)					(137)	(259)	(97)	(96)	(0)	(0)	(159)	(149)	(10)	(0)	(0)	(4)	(▲49)
	XA3	1,768	1,804	1,704	—	—	—	—	58	41	18	1	0.04	17	19	18	1	0.03	0	4	▲36
	1台あたり	(4,144)	(4,228)	(3,994)					(137)	(97)	(43)	(3)	(0)	(40)	(45)	(42)	(2)	(0)	(0)	(9)	(▲84)
	XA4	1,732	1,780	1,636	—	—	—	—	61	84	34	32	0.45	2	50	40	7	0.56	2	0	▲48
	1台あたり	(3,915)	(4,024)	(3,697)					(137)	(190)	(77)	(72)	(1)	(4)	(113)	(90)	(16)	(1)	(5)	(0)	(▲109)
XA5	1,597	1,636	1,491	—	—	—	—	54	92	32	27	0.00	4	60	11	0	0.00	49	0	▲39	
1台あたり	(4,063)	(4,163)	(3,792)					(137)	(233)	(80)	(69)	(0)	(11)	(153)	(28)	(0)	(0)	(125)	(0)	(▲100)	
XA6	416	502	484	—	—	—	—	16	1	0	0	0.18	0	1	1	0	0.18	0	0	▲86	
1台あたり	(3,473)	(4,192)	(4,042)					(137)	(12)	(2)	(0)	(1)	(0)	(10)	(8)	(1)	(1)	(0)	(1)	(▲219)	
XA7	359	402	390	—	—	—	—	13	0	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	0	0	▲44	
1台あたり	(3,890)	(4,365)	(4,228)					(137)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(▲475)
洗濯機・衣類乾燥機	XA1	2,496	2,555	2,314	—	—	—	—	149	93	33	28	0.02	5	49	7	0	0.01	41	11	▲59
	1台あたり	(2,300)	(2,354)	(2,132)					(137)	(85)	(30)	(25)	(0)	(5)	(45)	(7)	(0)	(0)	(38)	(10)	(▲54)
	XA2	2,222	2,305	2,006	—	—	—	—	132	167	88	88	0.18	0	77	65	12	0.00	0	2	▲84
	1台あたり	(2,300)	(2,387)	(2,077)					(137)	(173)	(91)	(91)	(0)	(0)	(80)	(68)	(12)	(0)	(0)	(2)	(▲87)
	XA3	1,556	1,589	1,455	—	—	—	—	93	41	18	1	0.04	17	19	18	1	0.03	0	4	▲32
	1台あたり	(2,300)	(2,348)	(2,150)					(137)	(61)	(27)	(2)	(0)	(25)	(28)	(27)	(1)	(0)	(0)	(6)	(▲48)
	XA4	1,027	1,064	918	—	—	—	—	61	85	35	32	0.45	2	50	40	7	0.57	2	0	▲37
	1台あたり	(2,300)	(2,383)	(2,056)					(137)	(190)	(77)	(72)	(1)	(4)	(113)	(90)	(16)	(1)	(5)	(0)	(▲83)
XA5	343	380	359	—	—	—	—	20	0	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	0	0	▲37	
1台あたり	(2,300)	(2,547)	(2,410)					(137)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(▲247)
XA6	318	353	333	—	—	—	—	19	1	0	0	0.14	0	1	1	0	0.14	0	0	▲35	
1台あたり	(2,300)	(2,556)	(2,410)					(137)	(9)	(1)	(0)	(1)	(0)	(7)	(6)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(▲256)
XA7	175	190	160	—	—	—	—	10	19	6	5	0.00	1	13	2	0	0.00	11	0	▲15	
1台あたり	(2,300)	(2,492)	(2,109)					(137)	(247)	(80)	(69)	(0)	(11)	(166)	(28)	(0)	(0)	(139)	(0)	(0)	(▲192)

※ 各社の再商品化等費用のうち、リサイクルプラント費用や指定引取場所・二次物流費用の1台あたりの費用については、各製造業者等の単価が公表されることで、公正な価格交渉を阻害するおそれがあることから公表しない。

(参考)家電リサイクル法上の「製造業者等」について

- 家電リサイクル法は、家電4品目を製造する者及び輸入する者(「製造業者等」)に対し、再商品化等義務を課している(法第2条・第17条)。

※家電4品目の製造又は輸入を他の事業者へ委託して実施する場合には、部品、材料、設計、自己の商標の使用等に関する指示が行われている委託であれば、委託元が「製造業者等」に該当。

- 直近3年間の製造又は輸入が、一定台数(エアコンとテレビについては90万台、冷蔵庫と洗濯機については45万台)未満である者については、再商品化等に必要となる行為の実施(指定引取場所の設置や家電リサイクルプラントでのリサイクル処理など)を指定法人に委託することができる(規則第19条)。なお、リサイクル料金は各製造業者等が設定している。

- 事業撤退等により製造業者等が存在しなくなった家電4品目については、指定法人が再商品化等義務を負っている(法第33条)。

指定引取場所における引取台数(4品目合計)の分布

単位:千台

	平成24年度	令和6年度
指定法人に委託していない製造業者等の引取台数	10,776 (96%)	13,969 (96%)
指定法人に委託している製造業者等の引取台数	129 (1%)	316 (2%)
指定法人(製造業者等不存在)の引取台数	292 (3%)	298 (2%)
合計	11,196 (100%)	14,583 (100%)

(参考)リサイクル料金の推移について

○ 「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」(2022年6月公表)において、リサイクル料金の低減化に関して、「製造業者等は、透明化を通じて自社が設定する再商品化等料金の水準を検証するとともに、環境配慮設計(DfE)の推進等や、製品の区分に応じた料金設定の工夫による料金の低減化に取り組み、これまで料金は低下傾向にある。」と報告された。

○ 一部の製造業者等によるリサイクル料金の推移を示す。

品目	区分	家電リサイクル法施行当時のリサイクル料金	2007年4月1日引取り分より	2008年11月1日引取り分より	2011年4月1日引取り分より	2013年4月1日引取り分より	消費税8%変更2014年4月1日引取り分より	2015年4月1日引取り分より	2016年4月1日引取り分より	2017年4月1日引取り分より	消費税10%変更2019年10月1日引取り分より
エアコン	区分なし	3,675円 (3,500円)	3,150円 (3,000円)	2,625円 (2,500円)	2,100円 (2,000円)	1,575円 (1,500円)	1,620円 (1,500円)	1,404円 (1,300円)	972円 (900円)	990円 (900円)	
	大16型以上	2,835円 (2,700円)	2,835円 (2,700円)	2,835円 (2,700円)			2,916円 (2,700円)	薄型テレビ	2,916円 (2,700円)	2,970円 (2,700円)	
テレビ	小15型以下	2,835円 (2,700円)	2,835円 (2,700円)	1,785円 (1,700円)			1,836円 (1,700円)	ブラウン管式テレビ	2,376円 (2,200円)	2,420円 (2,200円)	
								薄型テレビ	1,836円 (1,700円)	1,870円 (1,700円)	
冷蔵庫・冷凍庫	大170L以上	4,830円 (4,600円)	4,830円 (4,600円)	4,830円 (4,600円)			4,968円 (4,600円)	4,644円 (4,300円)		4,730円 (4,300円)	
	小170L以下	4,830円 (4,600円)	3,780円 (3,600円)	3,780円 (3,600円)			3,888円 (3,600円)	3,672円 (3,400円)		3,740円 (3,400円)	
洗濯機・衣類乾燥機	区分なし	2,520円 (2,400円)					2,592円 (2,400円)	2,484円 (2,300円)		2,530円 (2,300円)	

(注) 上記料金は、上段が消費税込み、下段()内が消費税抜きの金額。

2024年4月1日から対象品目である薄型テレビ(液晶・プラズマ式テレビ)に有機EL式テレビが追加されました。

3. 小売業者による使用済み特定家庭用機器の 引取り及び引渡しの状況等に関する報告等の結果

- 対象者 製造業者等への引渡台数の多い小売業者
- 報告等内容 令和6年4月から令和7年3月までの取扱い（品目別）
 - ・ 使用済み特定家庭用機器の引取り・引渡しの状況（対象：令和6年度における上位22社）リユース・リサイクル仕分け基準の作成状況（令和7年5月時点）
（対象：令和5年度における上位22社）

特定家庭用機器廃棄物の引取り及び引渡し状況(令和6年4月～令和7年3月実績、小売業者22社計)

令和6年度における小売業者22社における引取台数は、約1,020万台(対象期間前から引き継いだ在庫の合計を加えると約1,030万台)となっており、その大部分が逆有償で引き取って、指定引取場所(製造業者等)へ引き渡したものとなっている。

特定家庭用機器廃棄物の引取り及び引渡し状況(令和6年4月～令和7年3月実績、小売業者22社計)

		引取台数			引渡台数							引取・引渡 台数の差	
		①対象期間中 に排出者から 引取り	②対象期間前 から引き継い だ在庫	③計 (①+②)	④指定引取場 所(製造業者 等)への引渡 し	⑤特定家庭用 機器として自ら 再使用 (小売業者自ら が中古品とし て使用)	⑥特定家庭用 機器として自ら 販売 (小売業者自ら が中古品とし て販売)	⑦特定家庭用 機器を販売す る者に有償又 は無償で譲渡 (中古品販売業 者に有償又は 無償で譲渡)	⑧左欄⑧以外 の譲渡 (資源回収業者 への譲渡、中古 品販売業者へ の逆有償譲渡 など)	⑨対象期間後 に引き継ぐ在 庫	⑩その他		⑪計 (①～⑩)
有償引取 (排出者から買取)	エアコン	25,468	1,364	26,832	21,126	5	1,147	4,116	0	438	26,832	0	
	ブラウン管テレビ	717	143	860	713	0	0	0	0	147	860	0	
	液晶・プラズマテレビ	17,060	254	17,304	4,648	9	828	11,527	0	292	17,304	0	
	冷蔵庫・冷凍庫	85,133	1,300	86,433	24,996	6	1,219	58,857	0	1,355	86,433	0	
	洗濯機・衣類乾燥機	131,040	1,777	132,817	29,884	7	1,564	99,567	0	1,787	132,817	0	
	4品目合計	259,408	4,838	264,246	81,367	27	4,758	174,067	0	4,019	264,246	0	
無償引取 (排出者から無料引取)	エアコン	34,368	151	34,519	27,494	6	1,661	4,567	36	269	34,033	486	
	ブラウン管テレビ	708	0	708	708	0	0	0	0	0	708	0	
	液晶・プラズマテレビ	43,302	5	43,307	1,134	3	181	40,455	0	10	41,783	1,524	
	冷蔵庫・冷凍庫	67,936	200	68,136	12,293	8	3,236	50,552	0	325	66,414	1,722	
	洗濯機・衣類乾燥機	85,739	257	85,996	12,495	7	3,489	67,977	0	353	84,349	1,647	
	4品目合計	232,063	613	232,666	54,124	24	8,567	163,551	36	957	227,287	5,379	
逆有償引取 (排出者から 料金を受領。 収集運搬料 金のみを受領 した場合も 含む。)	家電リサイクル法上のリ サイクル料金を受領した 引取 (排出者からリサイクル料 金を受領した場合であっ て、収集運搬料金の受領 の有無に関わらない。)	エアコン	2,642,325	17,597	2,659,922	2,651,596	0	0	0	0	23,291	2,674,925	-15,003
		ブラウン管テレビ	114,409	4,292	118,701	115,485	0	0	0	0	4,166	119,651	-950
		液晶・プラズマテレビ	1,928,210	18,180	1,946,390	1,953,261	0	0	0	0	19,082	1,972,344	-25,954
		冷蔵庫・冷凍庫	2,049,838	16,715	2,066,553	2,080,310	0	0	0	0	16,630	2,096,940	-30,387
		洗濯機・衣類乾燥機	2,771,239	21,409	2,792,648	2,812,336	0	0	0	0	21,765	2,834,101	-41,453
		4品目合計	9,506,021	78,193	9,584,214	9,612,988	0	0	0	0	84,934	9,697,961	-113,747
	家電リサイクル法上のリ サイクル料金以外の料 金を受領した引取 (排出者からリサイクル料 金以外の料金を受領した 場合であって、収集運搬料 金のみを受領した場合も 含む。)	エアコン	12,831	0	12,831	12,831	0	0	0	0	0	12,831	0
		ブラウン管テレビ	4,038	0	4,038	4,038	0	0	0	0	0	4,038	0
		液晶・プラズマテレビ	67,901	0	67,901	67,901	0	0	0	0	0	67,901	0
		冷蔵庫・冷凍庫	63,718	0	63,718	63,718	0	0	0	0	0	63,718	0
		洗濯機・衣類乾燥機	73,474	0	73,474	73,474	0	0	0	0	0	73,474	0
		4品目合計	221,962	0	221,962	221,962	0	0	0	0	0	221,962	0
合計	エアコン	2,714,992 (27.1~84.3%)	19,112	2,734,104	2,713,047	11	2,808 (0.1%)	8,683 (0.3%)	36 (0.0%)	23,998	2,748,621	-14,517	
	ブラウン管テレビ	119,872 (25.2~78.4%)	4,435	124,307	120,944	0	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4,313	125,257	-950	
	液晶・プラズマテレビ	2,056,463 (ブラウン管テレビを除く)	18,439	2,074,902	2,026,944	12	1,009 (0.0%)	51,982 (2.5%)	0 (0.0%)	19,384	2,099,332	-24,430	
	冷蔵庫・冷凍庫	2,266,625 (50.8~91.0%)	18,215	2,284,840	2,181,317	14	4,455 (0.2%)	109,409 (4.8%)	0 (0.0%)	18,310	2,313,505	-28,665	
	洗濯機・衣類乾燥機	3,061,492 (61.4~94.4%)	23,443	3,084,935	2,928,189	14	5,063 (0.2%)	167,544 (5.4%)	0 (0.0%)	23,906	3,124,741	-39,806	
	4品目合計	10,219,444	83,644	10,303,088	9,970,441	51	13,325	337,618	36	89,910	10,411,456	-108,368	

※1 「引取台数」欄中「合計」欄の()内は、小売業者各社の対象期間中における販売台数に対する引取台数の割合の幅を示す(一部の特異値を除く)。

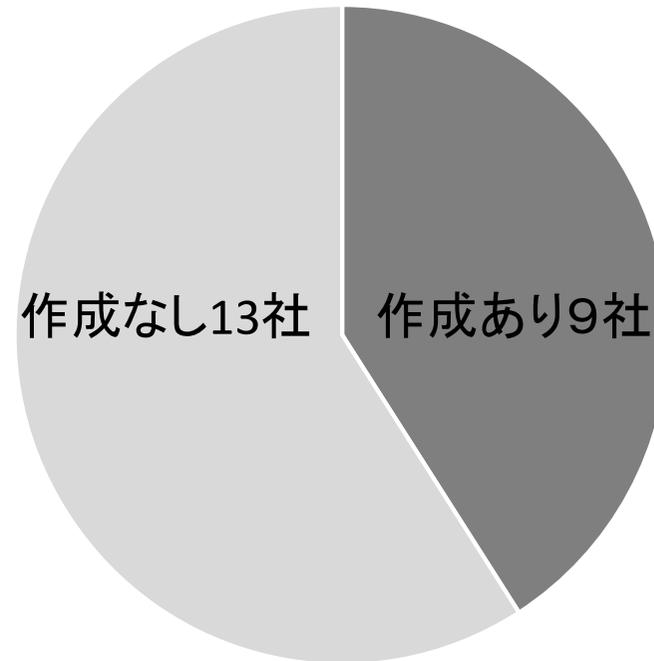
※2 「引渡台数」欄中「合計」欄の()内は、対象期間中における引渡台数合計(対象期間後への在庫引継ぎ及び盗難等を除く。)に占める割合を示す。

※3 「対象期間前から引き継いだ在庫」欄及び「対象期間後に引き継ぐ在庫」欄は、四半期ごとの合計値

リユース・リサイクル仕分け基準の作成状況

使用済みの特定家庭用機器を引き取る場合のリユースとリサイクルを仕分ける基準の作成の有無

令和7年5月末時点



- ※1 「作成あり」の9社のうち、8社が当該基準の作成に当たって「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」を踏まえていると回答した。
- ※2 基準を作成している企業のうち、中古品業者と連携して、当該事業者が作成している基準を用いていると回答した社は3社。
- ※3 基準の「作成なし」の13社は、現在リユース品を取り扱っておらず、今後も取り扱う予定がないと回答した。

4. 回収率の状況

2025年4月25日公表の令和5年度実績を掲載。
令和6年度実績は令和8年度初頭に公表予定。

回収率の算定方法と回収率目標

回収率は各主体が積極的に特定家庭用機器廃棄物の回収促進に取り組み、社会全体として適正なリサイクルを推進するために設けられたもので、以下の方法により算定される。

<回収率の算定方法>

$$\text{回収率} = \frac{\text{適正に回収・リサイクルされた台数}}{\text{出荷台数}}$$

※ 「適正に回収・リサイクルされた台数」は下記のとおりとする。

- ・製造業者等による再商品化台数、・廃棄物処分許可業者等による再商品化台数
- ・地方公共団体による一般廃棄物としての処理台数

※ 分母として、排出台数、出荷台数の2つが考えられるが、排出台数については、推計でしか把握できておらず、推計誤差によって回収率目標の達成・未達成が左右される懸念があることから、出荷台数を分母として回収率を算定することとされた。

<回収率目標の考え方>

○令和1年度の回収率は約64.1% (1,474万台/2,299万台)である。

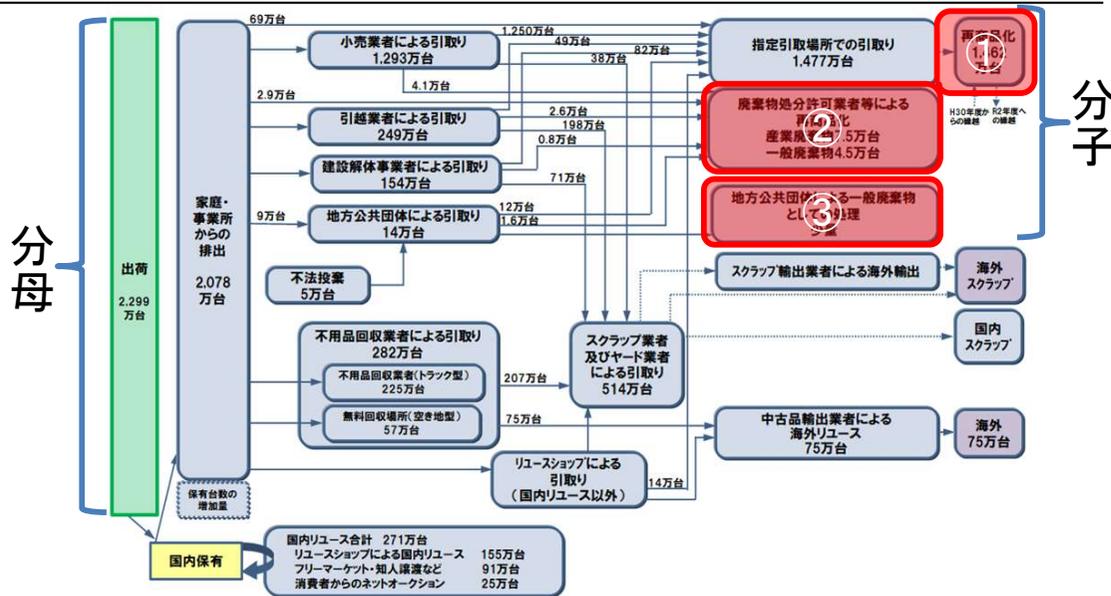
○ここからエアコンの不適正処理ルート(国内外のスクラップ)の割合を半減 (312万台を156万台に半減) させることを目指す。

⇒ これらが全て適正に回収・リサイクルされるとすると、4品目全体の回収率は6.8%向上する(156万台/2,299万台 ⇒ 6.8%)

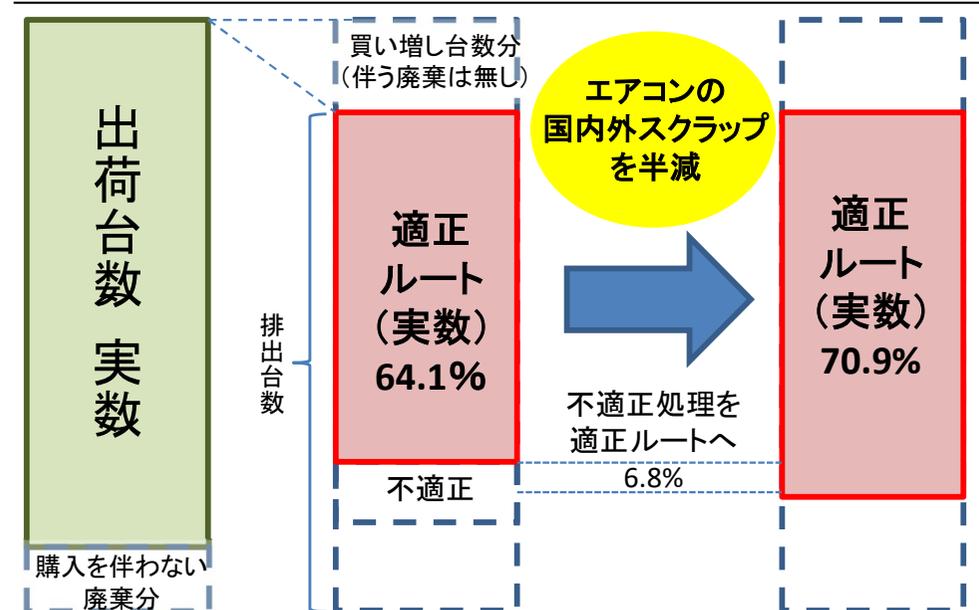
⇒ 4品目合計の回収率は70.9%となる(64.1% + 6.8% = 70.9%)。

○これを2030年度の回収率目標とする。(エアコンについては、53.9%以上)

回収率の算定方法イメージ



回収率目標(案)の考え方



令和5年度の回収率(分母:出荷台数)

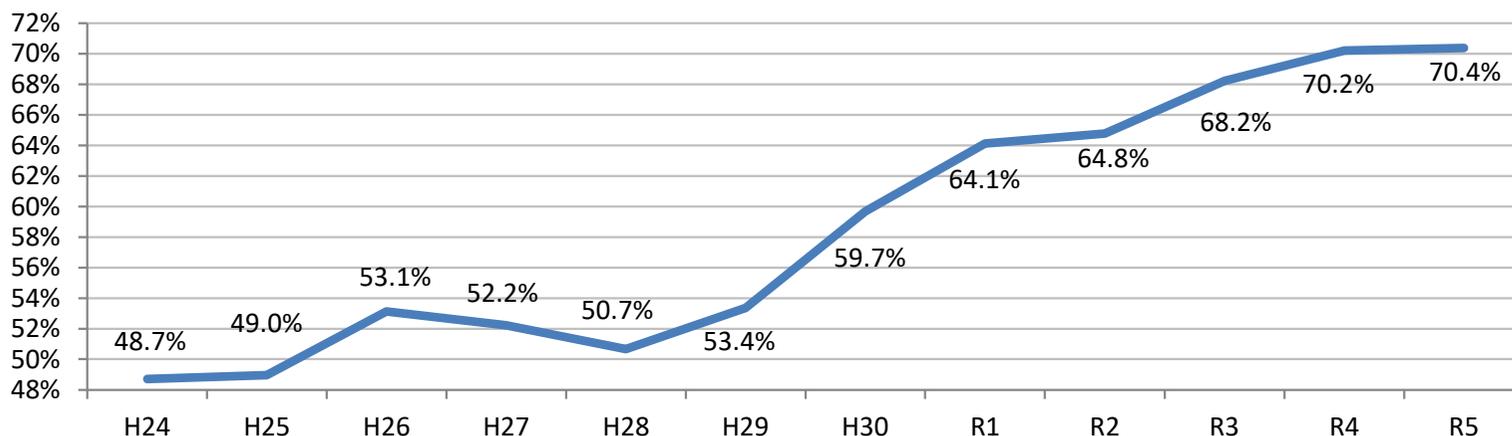
○ 令和5年度の回収率は70.4%であった。令和4年度から0.2ポイント増加した。

- ①令和5年度出荷台数:2,074万台(※1) (令和4年度2,173万台)
- ②製造業者等による再商品化台数:1,450万台(※2) (令和4年度1,514万台)
- ③廃棄物処分許可業者等による再商品化台数
 - 産業廃棄物:6.7万台(令和4年度8.5万台)
 - 一般廃棄物:3.1万台(令和4年度3.1万台)
- ④地方公共団体による一般廃棄物としての処理台数:0.0万台(令和4年度0.0万台)

(※1)出所:一般財団法人家電製品協会:家電産業ハンドブック2023
 (※2)出所:一般財団法人家電製品協会:家電リサイクル年次報告書 2023年度版

$$\frac{\text{②1,450万台} + \text{③6.7万台} + \text{③3.1万台} + \text{④0.0万台}}{\text{①2,074万台}} = 70.4\% (\text{令和4年度}70.2\%)$$

<参考>回収率の推移



		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
分母	出荷台数	2,379	2,500	2,186	2,132	2,197	2,218	2,308	2,299	2,468	2,280	2,173	2,074
分子	家電リサイクル法:製造業者等による再商品化台数	1,134	1,204	1,148	1,101	1,108	1,170	1,363	1,462	1,587	1,544	1,514	1,450
	廃掃法:産業廃棄物処分許可業者等による再商品化台数	20	16	9.7	5.9	2.9	10.7	11.5	7.5	7.4	7.7	8.5	6.7
	(うちRPIによる廃掃法の再商品化台数)	—	—	—	(0.3)	—	(8.9)	(9.7)	(7.0)	(6.8)	(7.0)	(7.8)	—
	廃掃法:一般廃棄物処分許可業者等による再商品化台数	—	—	—	6.3	2.1	2.9	3.0	4.5	4.1	3.5	3.1	3.1
	(うちRPIによる廃掃法の再商品化台数)	—	—	—	(0.6)	—	(0.1)	(0.3)	(0.3)	(0.3)	(0.4)	(0.3)	—
廃掃法:地方公共団体による一般廃棄物としての処理台数	5	3.8	4.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
小計:適正に回収・リサイクルされた台数		1,159	1,223.8	1,161.6	1,113.2	1,113.0	1,183.6	1,377.5	1,474.0	1,598.5	1,555.4	1,525.6	1,459.8
回収率		48.7%	49.0%	53.1%	52.2%	50.7%	53.4%	59.7%	64.1%	64.8%	68.2%	70.2%	70.4%

※ 平成26年度の回収率が増加していた理由については、消費増税に伴う平成25年度末の駆け込み需要のため、その際の買換えによって廃家電の排出も増大し、平成26年度に繰り越されて再商品化された分(62万台)が例年に比べ増加したためと想定される。

モニタリング指標(1/4)

○ 平成27年1月の合同会合において、回収率の状況についてモニタリングしつつ、それを補完するために、以下のようなモニタリング指標を設けた。

- ① 4品目別の回収率（出荷台数ベース）
- ② 排出台数(推計)ベースの回収率
- ③ 不法投棄台数及び国内外スクラップ台数
- ④ リユース台数
- ⑤ 重量ベースによる回収量

① 4品目別の回収率（出荷台数ベース）

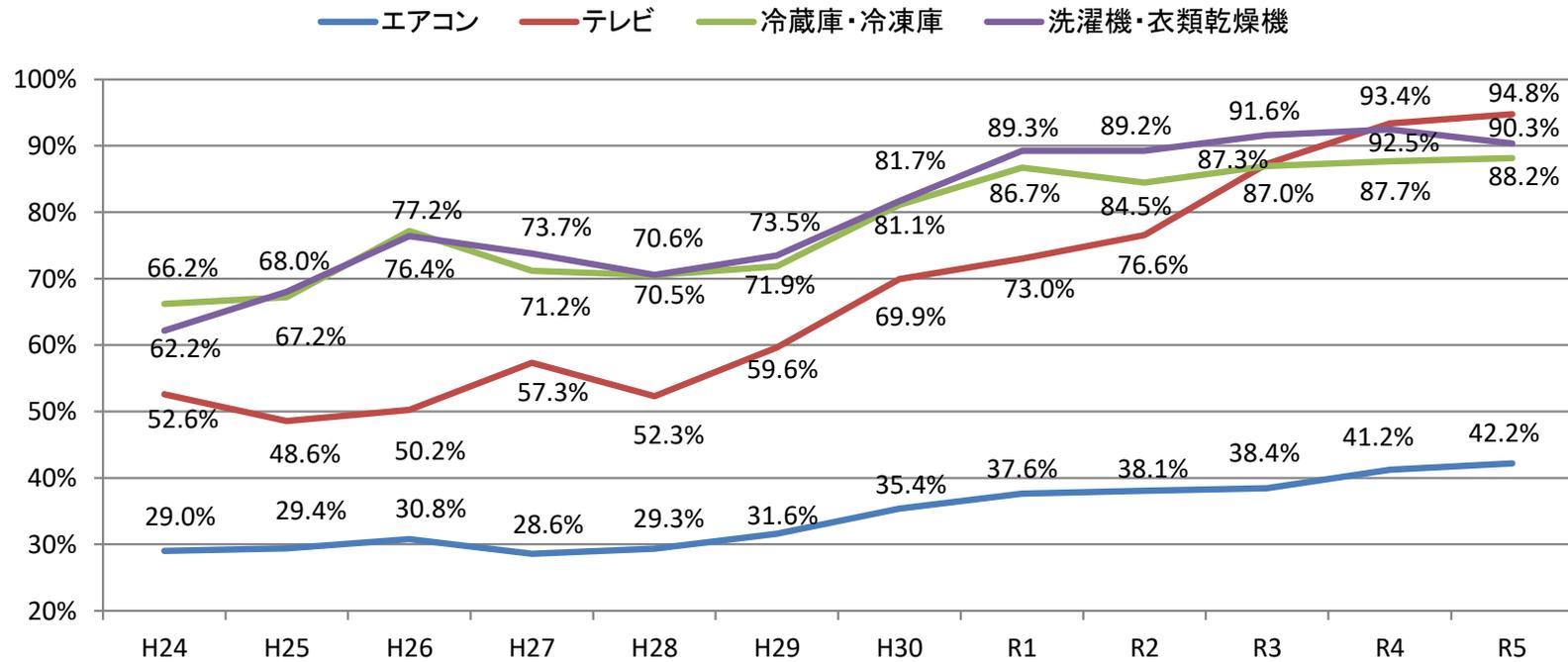
令和5年度の4品目別の回収率(出荷台数ベース)は下表のとおり。

【単位:万台】
(括弧内は令和4年度)

	エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機	合計
出荷台数	878 (915)	382 (407)	385 (408)	429 (443)	2,074 (2,173)
製造業者等再商品化台数	369 (375)	359 (376)	337 (355)	385 (407)	1,450 (1,514)
廃棄物処分許可業者等再商品化台数	1.7 (2.2)	3.1 (4.0)	2.5 (2.7)	2.5 (2.6)	9.8 (11.5)
回収率(出荷台数ベース)	42.2% (41.2%)	94.8% (93.4%)	88.2% (87.7%)	90.3% (92.5%)	70.4% (70.2%)

※四捨五入の関係で、上記の台数により計算した回収率と一致しないことがある。

(参考)4品目別の回収率の経年比較



単位: 万台

エアコン													冷蔵庫・冷凍庫												
分母	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	分母	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
出荷台数	852	942	809	817	853	906	982	957	1,010	929	915	878	出荷台数	447	484	390	397	403	412	418	412	434	417	408	385
分子	家電リサイクル法: 製造業者等による再商品化台数												分子	家電リサイクル法: 製造業者等による再商品化台数											
	236	272	247	233	250	282	343	357	382	355	375	369		293	322	298	280	283	293	336	354	364	359	355	337
	廃掃法: 産業廃棄物処分業者等による再商品化台数													廃掃法: 産業廃棄物処分業者等による再商品化台数											
	11	5	2	0.09	0.09	3.93	4.19	2.78	2.18	1.77	2.09	1.60		2	2	2	0.95	0.57	2.20	2.07	1.57	1.35	2.61	1.93	1.60
	廃掃法: 一般廃棄物処分業者等による再商品化台数													廃掃法: 一般廃棄物処分業者等による再商品化台数											
	—	—	—	0.36	0.14	0.17	0.08	0.18	0.28	0.19	0.13	0.10		—	—	—	1.53	0.57	0.83	0.86	1.60	1.23	1.01	0.81	0.90
	廃掃法: 地方公共団体による一般廃棄物としての処理台数													廃掃法: 地方公共団体による一般廃棄物としての処理台数											
	0	0	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		1	1	0.9	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計: 適正に回収・リサイクルされた台数	247	277.0	249.1	233.45	250.23	286.10	347.27	359.96	384.46	356.96	377.22	370.70	小計: 適正に回収・リサイクルされた台数	296	325.0	300.9	282.48	284.14	296.03	338.93	357.17	366.58	362.62	357.74	339.50
回収率	29.0%	29.4%	30.8%	28.6%	29.3%	31.6%	35.4%	37.6%	38.1%	38.4%	41.2%	42.2%	回収率	66.2%	67.2%	77.2%	71.2%	70.5%	71.9%	81.1%	86.7%	84.5%	87.0%	87.7%	88.2%
テレビ													洗濯機・衣類乾燥機												
分母	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	分母	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
出荷台数	577	558	545	490	467	424	429	452	522	462	407	382	出荷台数	504	516	442	429	474	476	479	477	503	472	443	429
分子	家電リサイクル法: 製造業者等による再商品化台数												分子	家電リサイクル法: 製造業者等による再商品化台数											
	295	265	268	277	243	249	296	327	396	400	376	359		311	345	335	311	332	347	388	423	446	430	407	385
	廃掃法: 産業廃棄物処分業者等による再商品化台数													廃掃法: 産業廃棄物処分業者等による再商品化台数											
	4	3	3	0.69	0.30	2.49	2.62	1.32	2.03	1.81	2.57	1.70		2	6	2	4.20	1.96	2.11	2.59	1.79	1.82	1.49	1.87	1.80
	廃掃法: 一般廃棄物処分業者等による再商品化台数													廃掃法: 一般廃棄物処分業者等による再商品化台数											
	—	—	—	3.28	0.95	1.27	1.42	1.72	1.59	1.44	1.41	1.40		—	—	—	1.16	0.48	0.62	0.62	0.95	0.98	0.87	0.73	0.70
	廃掃法: 地方公共団体による一般廃棄物としての処理台数													廃掃法: 地方公共団体による一般廃棄物としての処理台数											
	4	3	2.7	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0.6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計: 適正に回収・リサイクルされた台数	303	271.0	273.7	280.97	244.25	252.76	300.04	330.04	399.62	403.25	379.98	362.10	小計: 適正に回収・リサイクルされた台数	313	351.0	337.6	316.36	334.44	349.73	391.21	425.74	448.80	432.36	409.60	387.50
回収率	52.6%	48.6%	50.2%	57.3%	52.3%	59.6%	69.9%	73.0%	76.6%	87.3%	93.4%	94.8%	回収率	62.2%	68.0%	76.4%	73.7%	70.6%	73.5%	81.7%	89.3%	89.2%	91.6%	92.5%	90.3%

モニタリング指標(2/4)

② 排出台数(推計)ベースの回収率

【単位:万台】
(括弧内は令和4年度)

	エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機	合計
排出台数	622 (659)	608 (655)	350 (373)	410 (424)	1,990 (2,111)
回収率	62.7% (60.0%)	62.7% (60.7%)	97.6% (96.7%)	94.6% (96.8%)	75.8% (74.5%)

<排出台数ベースの回収率の算定方法>

$$\text{排出台数(推計)ベースの回収率} = \frac{\text{製造業者等による再商品化台数} + \text{廃棄物処分許可業者等による再商品化台数} + \text{地方公共団体による一般廃棄物としての処理台数}}{\text{家庭・事業所からの排出台数(推計)} - \text{海外リユース台数} + \text{不法投棄台数}}$$

モニタリング指標(3/4)

③ 不法投棄台数及び国内外スクラップ台数

【単位:万台】
(括弧内は令和4年度)

	エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機	合計
不法投棄台数	0.1 (0.1)	2.2 (2.5)	0.8 (0.9)	0.5 (0.6)	3.6 (4.1)
国内外スクラップ台数	222 (257)	215 (250)	13 (15)	24 (19)	473 (542)

※ 不法投棄台数は自治体からの報告台数を拡大推計して算出

※ 国内外スクラップ台数は使用済家電のフロー推計から引用

④ 国内リユース台数

【単位:万台】
(括弧内は令和4年度)

	エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機	合計
国内リユース台数	21 (23)	77 (73)	29 (25)	26 (24)	153 (145)

※ リユース台数は使用済家電のフロー推計から引用

モニタリング指標(4/4)

⑤ 重量ベースによる回収量

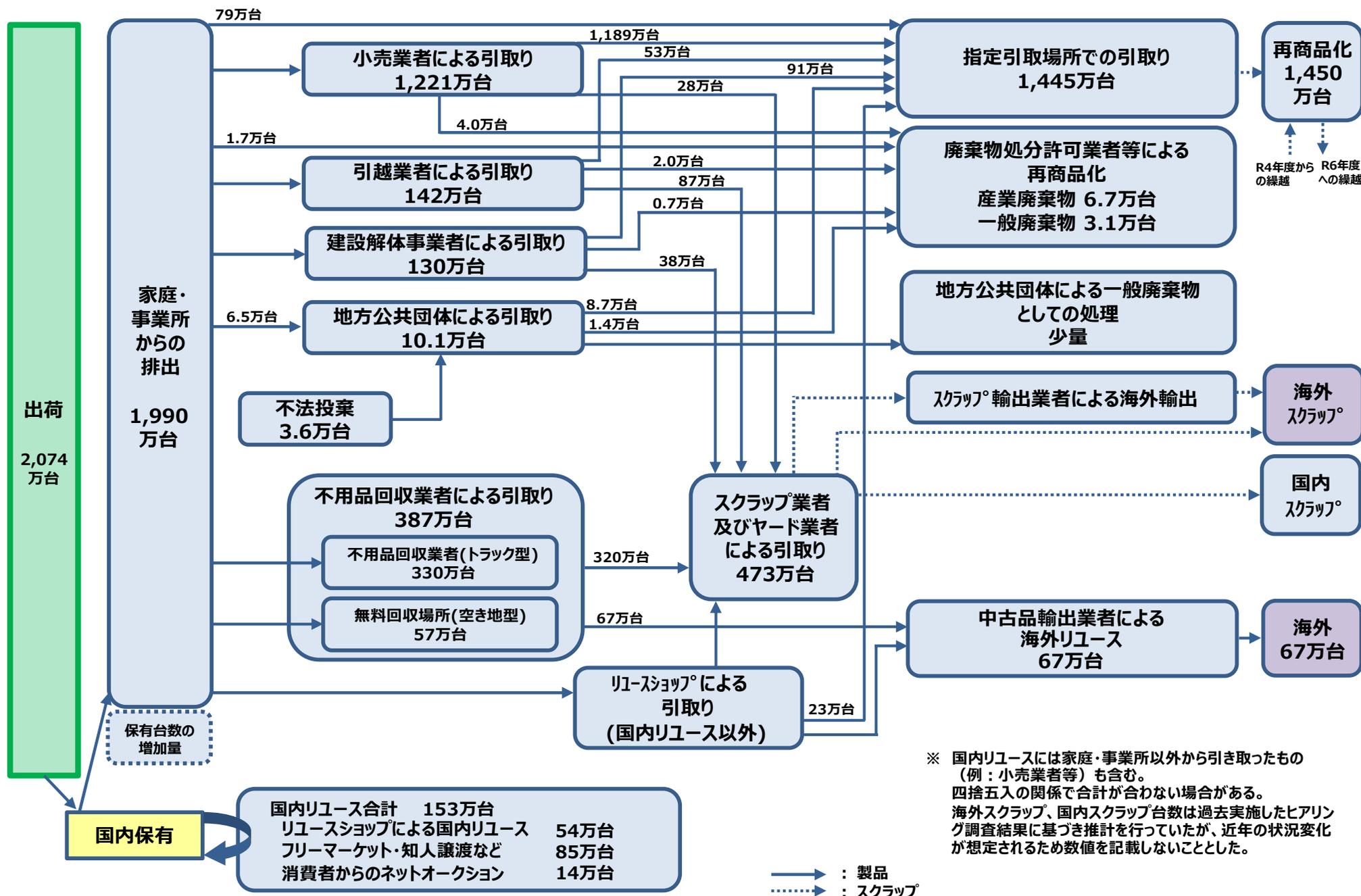
(括弧内は令和4年度)

	エアコン	ブラウン 管式	液晶・ プラズマ式	冷蔵庫	洗濯機
再商品化等処理重量【トン】(A)	148,659 (151,575)	12,537 (15,070)	47,468 (50,260)	206,287 (220,176)	157,859 (166,102)
再商品化処理台数【千台】(B)	3,686 (3,747)	546 (648)	3,042 (3,114)	3,374 (3,553)	3,853 (4,073)
1台当たりの重量【kg/台】 (C=A/B)	40.3 (40.5)	23.0 (23.3)	15.6 (16.1)	61.1 (62.0)	41.0 (40.8)
適正に回収された台数【千台】 (D)	3,707 (3,772)	556 (655)	3,065 (3,147)	3,395 (3,577)	3,875 (4,096)
重量ベースによる回収量【トン】 (E=C×D)	149,506 (152,594)	12,767 (15,221)	47,827 (50,797)	207,571 (221,688)	158,760 (167,040)

5. 使用済家電のフロー推計

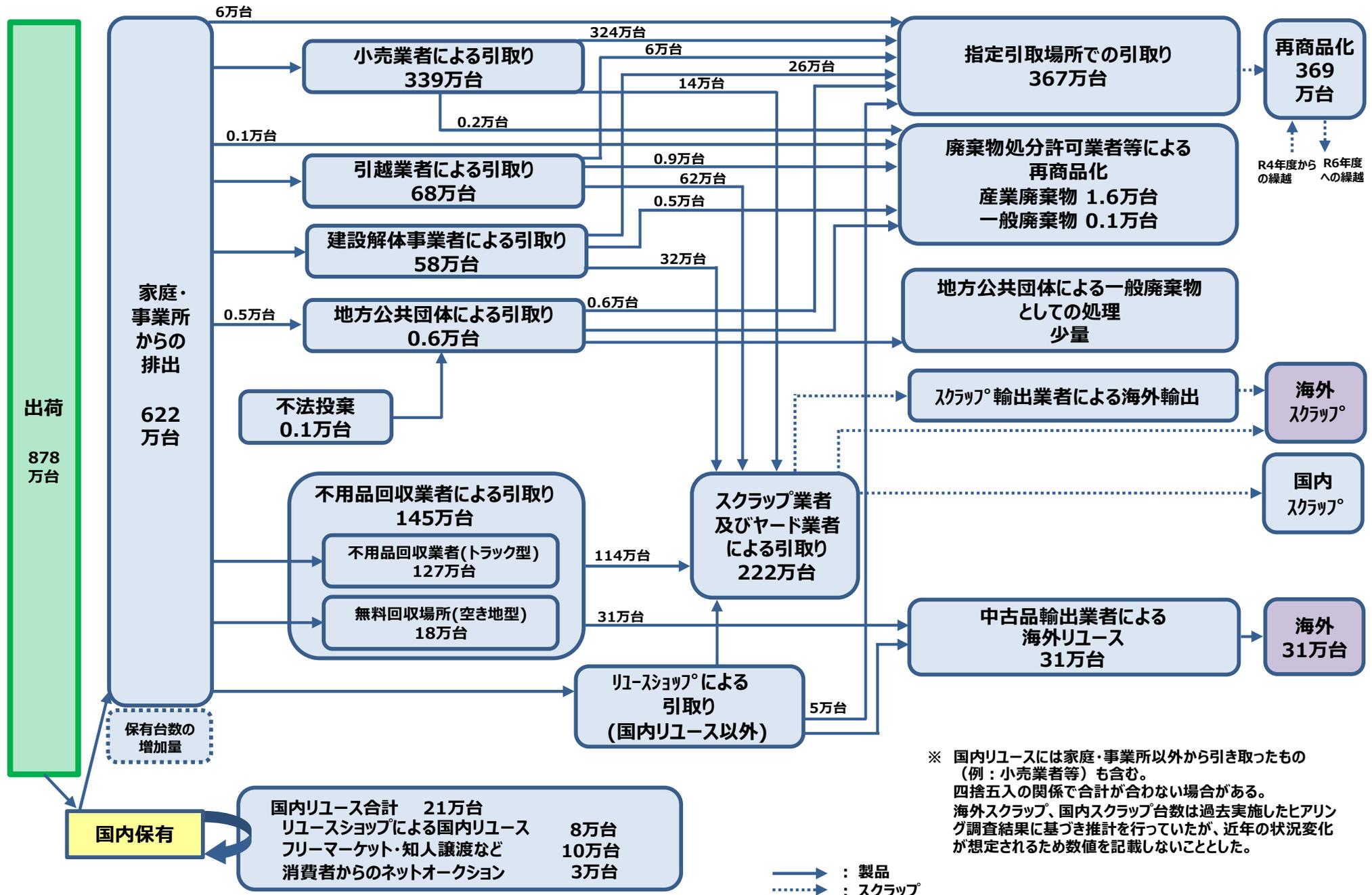
2025年4月25日公表の令和5年度実績を掲載。
令和6年度実績は令和8年度初頭に公表予定。

フロー推計結果（4品目合計：令和5年度）



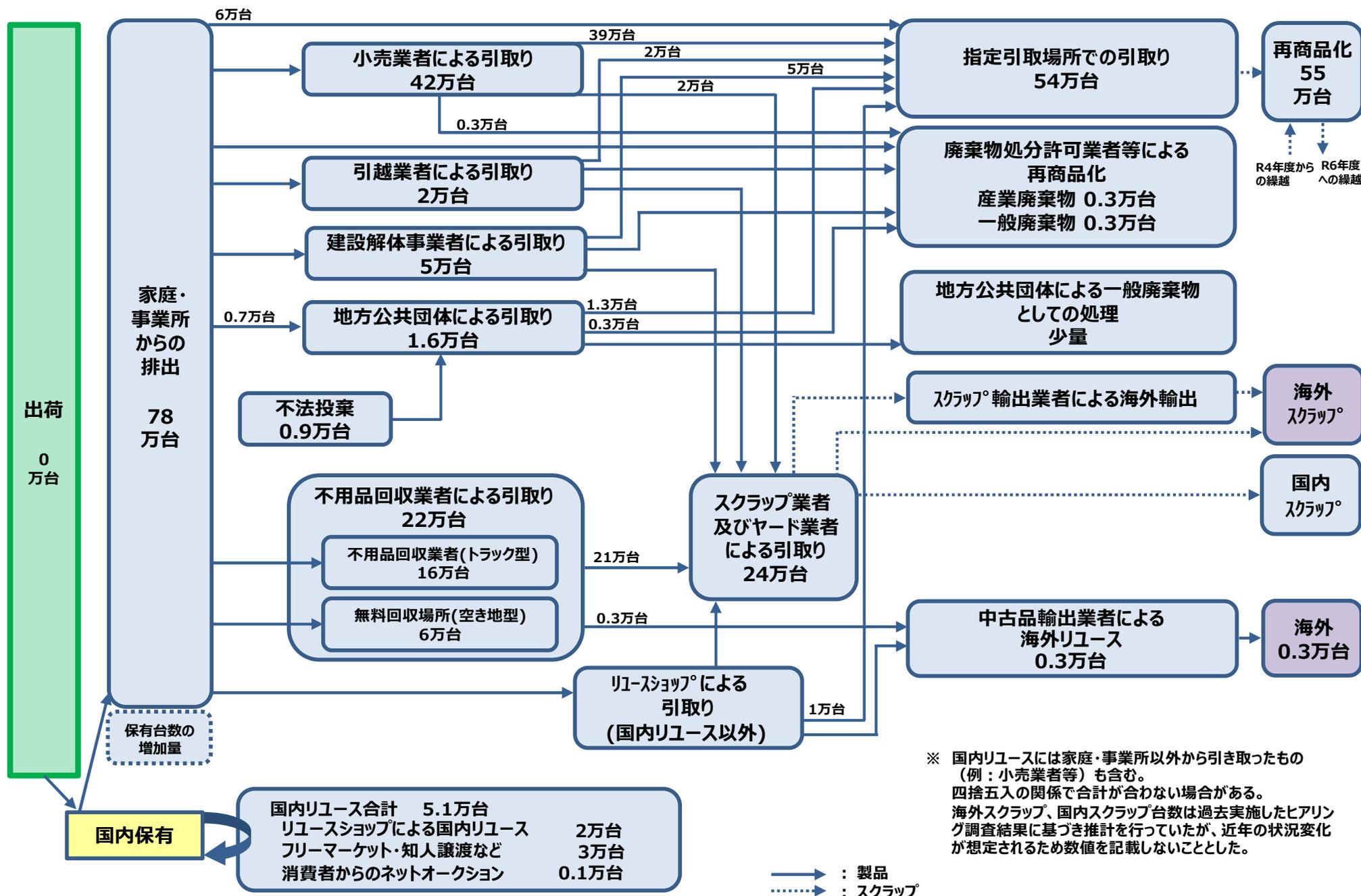
※ 国内リユースには家庭・事業所以外から引き取ったもの（例：小売業者等）も含む。四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。海外スクラップ、国内スクラップ台数は過去実施したヒアリング調査結果に基づき推計を行っていたが、近年の状況変化が想定されるため数値を記載しないこととした。

フロー推計結果（エアコン：令和5年度）

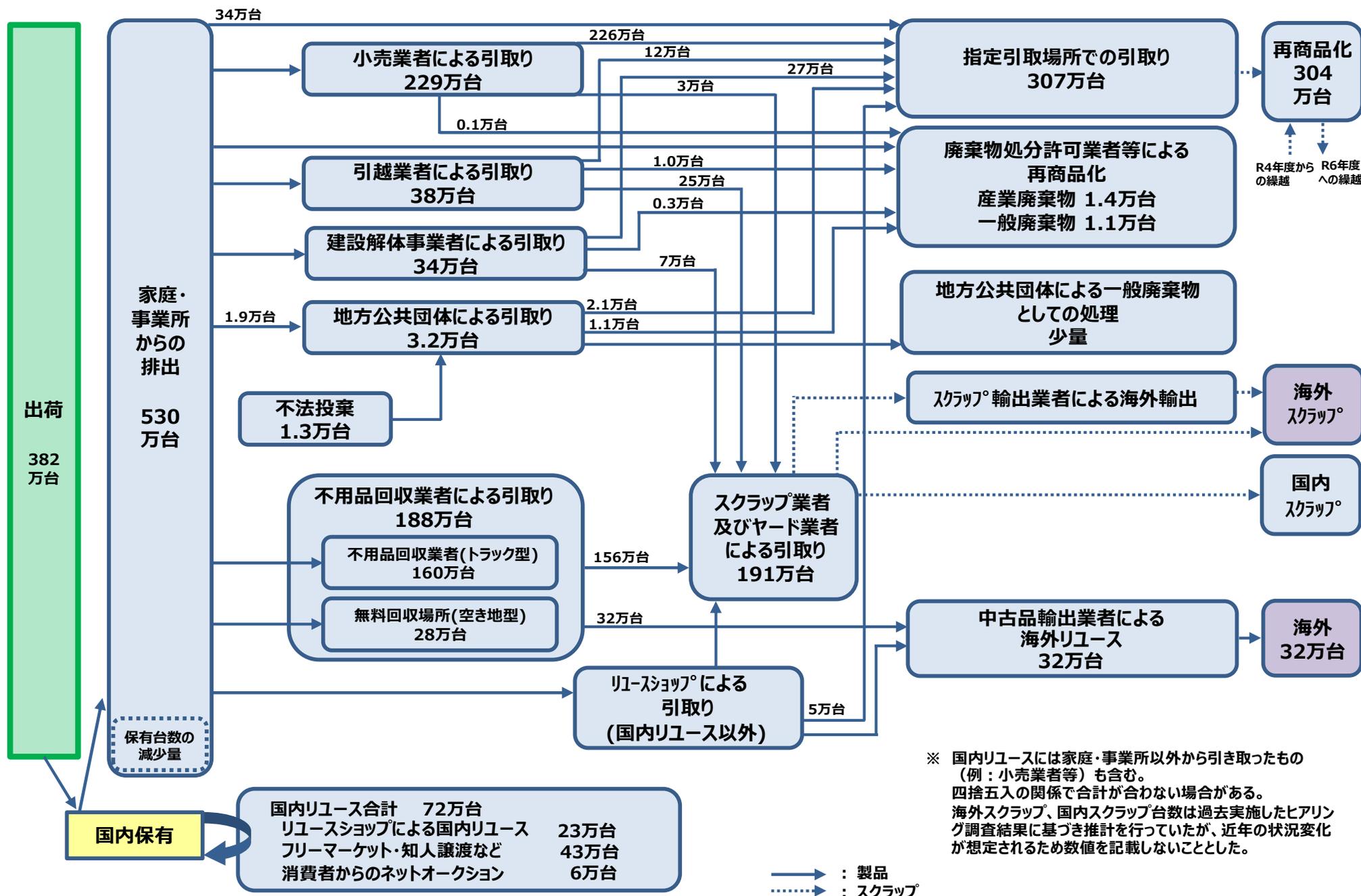


※ 国内リユースには家庭・事業所以外から引き取ったもの（例：小売業者等）も含む。四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。海外スクラップ、国内スクラップ台数は過去実施したヒアリング調査結果に基づき推計を行っていたが、近年の状況変化が想定されるため数値を記載しないこととした。

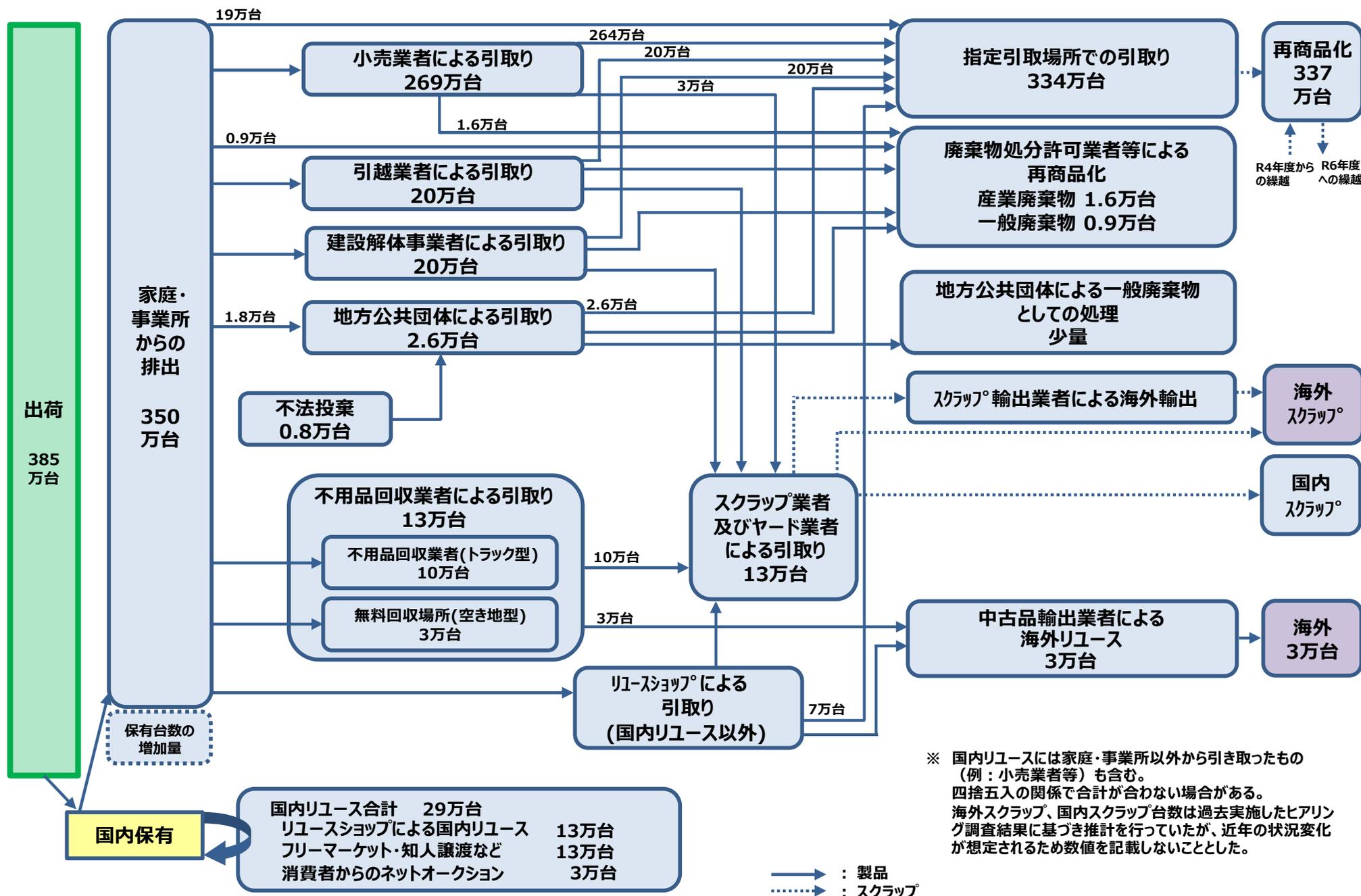
フロー推計結果（ブラウン管式テレビ：令和5年度）



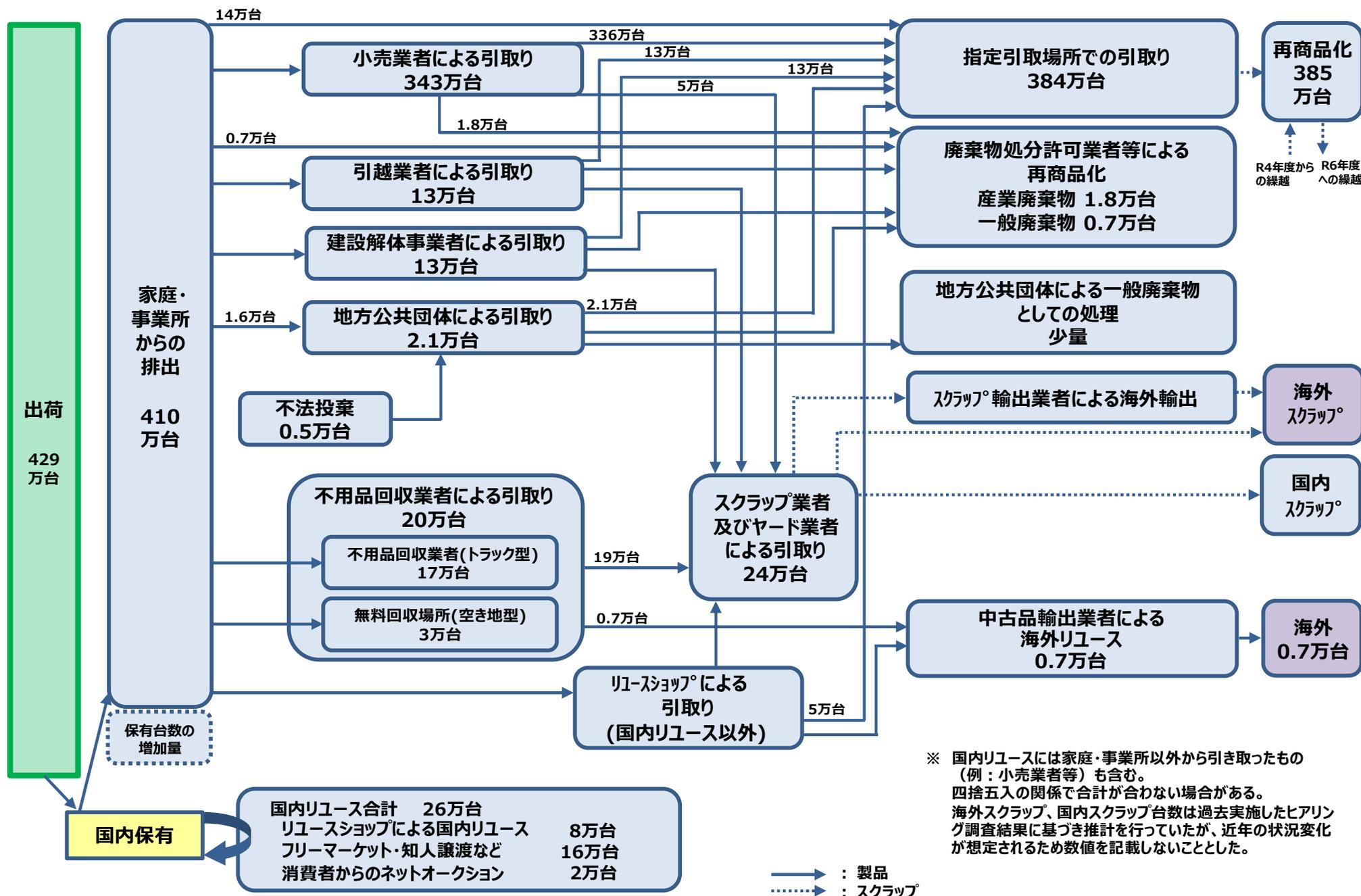
フロー推計結果（液晶・プラズマ式テレビ：令和5年度）



フロー推計結果（冷蔵庫・冷凍庫：令和5年度）



フロー推計結果（洗濯機・衣類乾燥機：令和5年度）



※ 国内リユースには家庭・事業所以外から引き取ったもの（例：小売業者等）も含む。四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。海外スクラップ、国内スクラップ台数は過去実施したヒアリング調査結果に基づき推計を行っていたが、近年の状況変化が想定されるため数値を記載しないこととした。

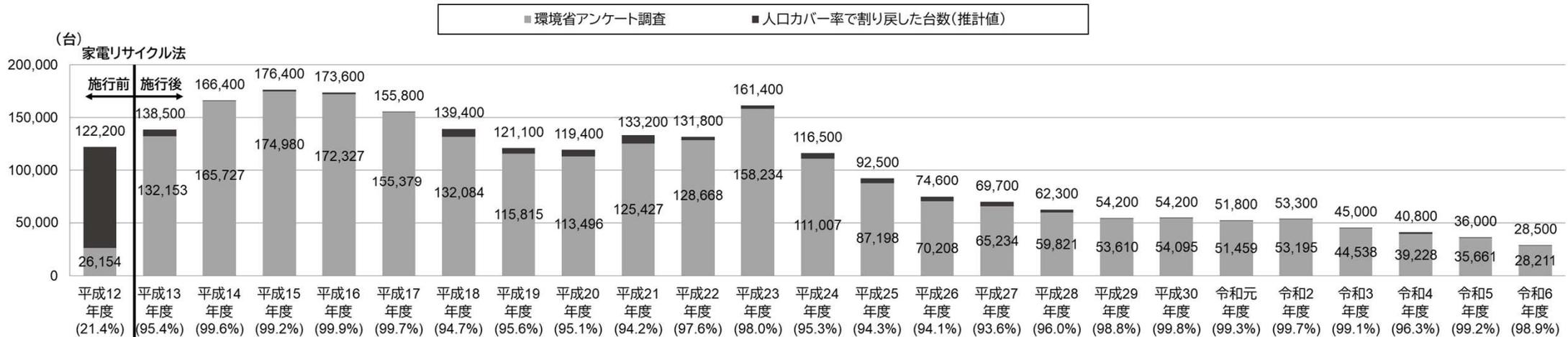
6. 不法投棄等の状況

廃家電4品目の不法投棄台数

○ 全国の市区町村において、令和6年度中に回収された不法投棄廃家電(4品目)の台数※は28,500台で、令和5年度から減少の推移となった。

※調査に回答した1,697市区町村における不法投棄回収台数を基に推計して算出。

不法投棄された廃家電4品目の回収台数(推計値)の推移



*人口カバー率: 廃家電4品目の不法投棄の状況把握調査において、不法投棄台数のデータを有していた自治体の合計人口の総人口に占める割合。

廃家電4品目ごとの不法投棄台数

○ 令和6年度の不法投棄回収台数のデータを取得している1,697市区町村※における不法投棄回収台数はエアコン516台、ブラウン管式テレビ6,664台、液晶・プラズマ・有機EL式テレビ10,924台、冷蔵庫・冷凍庫6,261台、洗濯機・衣類乾燥機3,846台であった。

※1,697市区町村の人口の合計は、約12,275万人(総人口の約98.9%)である。

品目ごとの不法投棄回収台数

品目	令和6年度不法投棄回収台数 [台]
エアコン	516
ブラウン管式テレビ	6,664
液晶・プラズマ・有機EL式テレビ	10,924
冷蔵庫・冷凍庫	6,261
洗濯機・衣類乾燥機	3,846
計	28,211

不法投棄される場所

- 小規模自治体ほど1人当たりの不法投棄回収台数が多い傾向にある。
- 場所別の不法投棄回収台数は、「ステーション等のごみ集積場所」や「道路上（公道および私道）」が多い。

人口1万人当たりの不法投棄回収台数

	1万人当たりの不法投棄回収台数[台]	不法投棄台数を回答した自治体数[自治体]	平均人口[人]
市区	2.1	693	141,236
町	4.1	436	12,673
村	8.0	59	3,934
全国	2.3	1,188	72,316

場所別の不法投棄回収台数

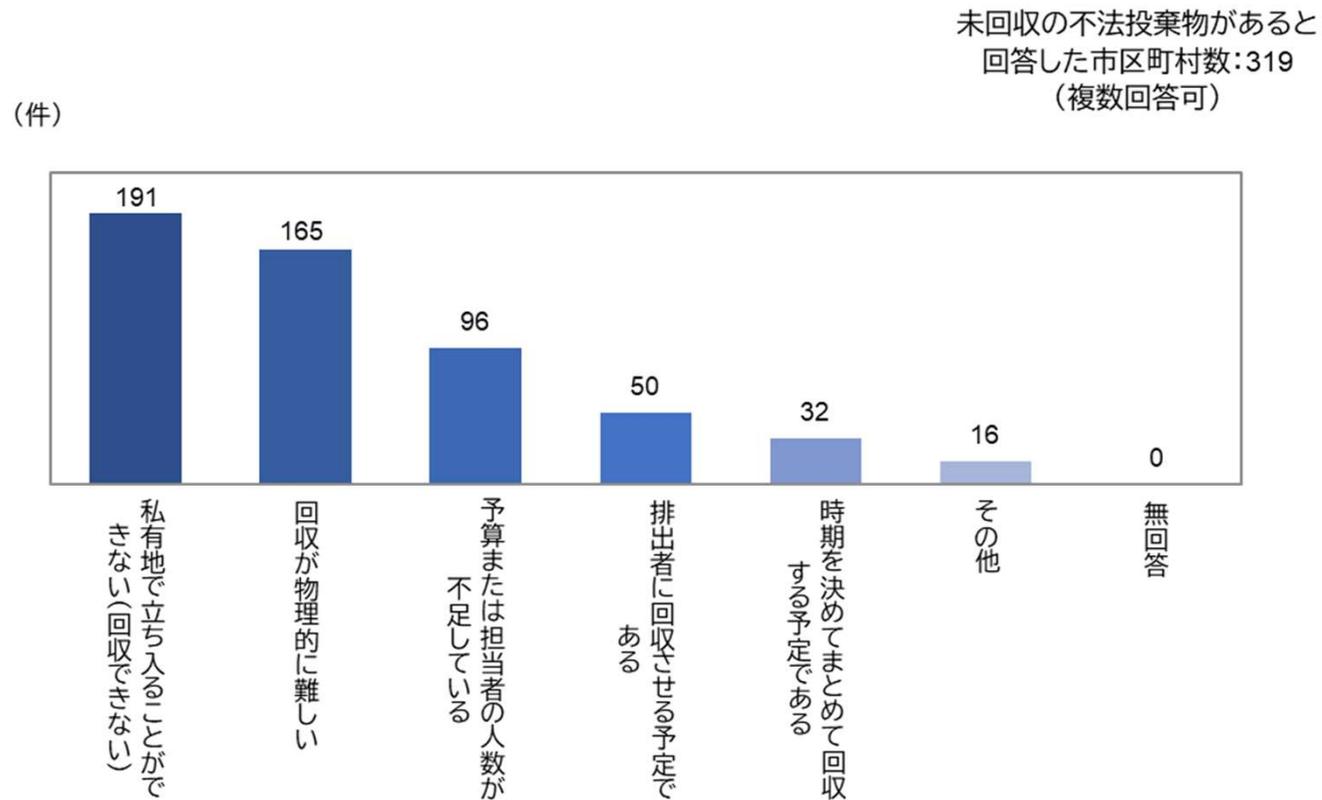
不法投棄を回収した場所	回収台数[台]
ごみ収集場所（ステーション等）	9,607
空き地（官有および民有）	877
都市公園	321
山林・森林公園・林道上	1,992
耕作地・農道・ため池・農水路	323
その他道路上（公道および私道）	3,585
河川敷・海岸・湖沼	435
その他/場所不明	11,071
計	28,211

※その他として、私有地・民有地、市役所・集会所等の公共施設、用水路・駐車場、学校敷地、墓地等

未回収の不法投棄物の状況

○ 未回収の不法投棄家電が市中に残存している市区町村は319あり、その理由としては、私有地で立ち入りできない、物理的に回収が難しいという回答が多く見られた。

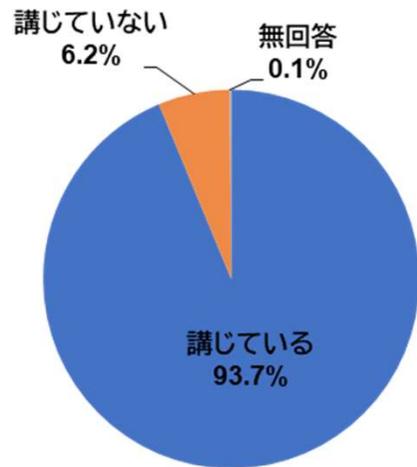
未回収の不法投棄物がある理由



市区町村の不法投棄未然防止対策の内容

- 9割以上の市区町村で不法投棄未然防止対策を講じている。
- 具体的な対策としては、普及啓発や巡回監視・パトロール、住民や警察等と連携した監視・通報体制の構築、監視カメラ設置などが見られた。

廃家電4品目の不法投棄未然防止対策の実施状況



回答市区町村数:1,702

廃家電4品目の不法投棄未然防止対策の具体事例

